

平成 27 年度 部の運営方針

枚 方 市

新たな行政経営システムの構築に向けた 「部の運営方針」の公表にあたって

枚方市では、「新行政改革大綱」で示した行政改革の方向性を踏まえた具体的な取り組みを推進するため、平成 25 年 3 月に策定した「行政改革実施プラン（前期＝平成 25～平成 27 年度）」において、その改革課題の設定を行い、同プランに基づく取り組みを進めているところです。

この新行政改革大綱や行政改革実施プランでは、その取り組みの大きな柱の一つとして、選択と集中を実現する行政経営システムの構築を掲げています。このシステムは、市のまちづくりの方針決定を行う、「施策における選択と集中」とそれを受けて各部が取り組む重点施策や課題を示した「各部における選択と集中」から成り立っており、「部の運営方針」はそれを実現するための取り組みの一環として、平成 25 年度より作成・公表しているものです。

「部の運営方針」は、市の各行政計画や市政運営方針、前述の行政改革実施プラン、あるいは人材育成基本方針などに示された施策を具現化していくために、各所管部がその役割を踏まえ、毎年度、重点的・集中的に取り組む事業や課題などを市民や議会に公表することで、新たな行政経営システムの構築につなげていこうとするものです。

「部の運営方針」では、各部における基本方針をはじめ、Ⅰ重点施策・事業、Ⅱ行政改革・業務改善、Ⅲ予算編成・執行、Ⅳ組織運営・人材育成、Ⅴ広報・情報発信、といった 5 つの観点に着目したそれぞれの取り組みをまとめて示しています。

中でも、Ⅱ行政改革・業務改善については、「行政改革実施プラン」で示した改革課題を着実に推進していくため、所管するすべての課題について、その取り組み内容や目標を示すこととしています。業務改善についても、各部における業務執行をより効率的・効果的に進める観点から取り組む内容を示しています。

また、Ⅳ組織運営・人材育成では、「人材育成基本方針」で示した、自律型職員への成長を支える観点から、長期的・継続的かつ職場を基盤とした人材育成に取り組むとともに、各部においても所管業務の特性を踏まえた取り組みを示しています。Ⅴ広報・情報発信では、各部に設置した情報発信リーダーの活用も図りながら、各部の重点事業や特色ある取り組みを効果的に PR する手法などを示すこととしています。

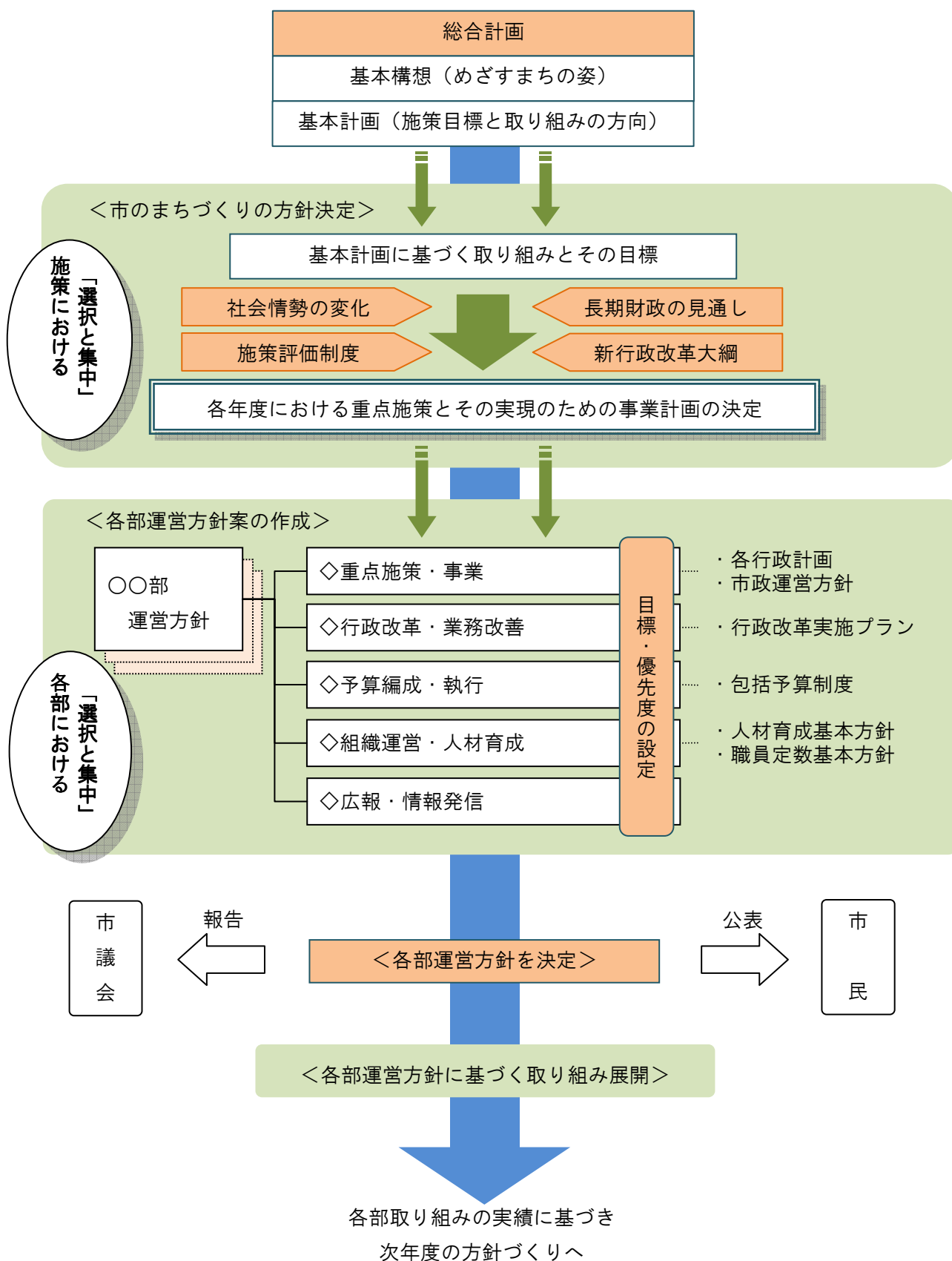
平成 27 年度では、市政二期目の最終年度として、これまでのまちづくりの成果と課題を踏まえて、各部での取り組みを着実に進めて参ります。

平成 27 年 5 月

枚方市長 竹内 脩

《行政改革実施プラン抜粋資料》

新たな行政経営システムの流れ<イメージ>



<平成〇〇年度>

〇〇〇部の運営方針

※当該部における課以上の組織
を記載しています。

■ 基本情報 ■

<担当事務>

※各部の分掌事務を記載しています。

<部の職員数>H〇〇年4月1日現在

正職員	○ 名
再任用職員	○ 名
任期付職員	○ 名
非常勤職員	○ 名
合計	○ 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

各部の役割に基づき、当該年度の目標や方向性を示すとともに、市民や市議会からの意見や施策評価の結果、また、都市ブランドの推進や中核市への移行等を踏まえ、各部において、当該年度に取り組む内容や姿勢等について、示した項目です。

I 重点施策・事業

行政運営に係る各種計画等に基づく事業や公約施策などについて、当該年度に「選択と集中」の観点から、重点施策・事業を設定し、その取り組み内容及び達成目標を示した項目です。

II 行政改革・業務改善

新行政改革大綱に基づき策定した「行政改革実施プラン」及び事務事業総点検の結果を踏まえ、当該年度に取り組む改革・改善課題及びその達成目標を記載した項目です。

また、公用車事故防止や満足度の高い窓口対応など、全庁的な取り組みを踏まえた、各部における具体的な業務改善の内容とその達成目標も示しています。

III 予算編成・執行

予算編成方針を踏まえ、各部における経常経費の縮減策など、見直し・改善の内容を記載するとともに、予算執行の過程で予定している効率化などの取り組み内容を示した項目です。

IV 組織運営・人材育成

効率的で効果的な業務執行を進めるため、時間外勤務の縮減の視点も含め、各部における組織運営の取り組み内容を示した項目です。

また、「人材育成基本方針」に基づく、長期的・継続的な視点に立った自律型職員の育成など、全庁的な取り組みを踏まえた各部における具体的な人材育成に係る取り組み内容を示しています。

V 広報・情報発信

各部の施策や事業、行政改革の取り組み等について、市民により効果的に情報発信していく手法を示した項目です。

また、情報発信リーダーの活用を図るなどの、全庁的な取り組みを踏まえた都市ブランドの推進をはじめとする、本市の魅力向上につなげるための、各部の特色ある取り組みも記載しています。

目 次

行政改革部.....	P.1
政策企画部.....	P.5
市民安全部.....	P.9
総務部.....	P.13
財務部.....	P.17
地域振興部.....	P.21
健康部.....	P.25
福祉部.....	P.29
子ども青少年部.....	P.33
環境保全部.....	P.37
環境事業部.....	P.41
都市整備部.....	P.45
土木部.....	P.49
公共施設部.....	P.53
会計管理者.....	P.57
水道部.....	P.59
下水道部.....	P.63
市立ひらかた病院.....	P.65
枚方市教育委員会 各部の運営方針.....	P.69
管理部.....	P.73
学校教育部.....	P.77
社会教育部.....	P.81
選挙管理委員会事務局.....	P.85
監査委員事務局.....	P.87
農業委員会事務局.....	P.89
市議会事務局*.....	P.91

※市議会事務局についても、あわせて掲載しております。

＜平成 27 年度＞

行政改革部の運営方針

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 行政改革の推進に関すること。
- (2) 行政組織に関すること。
- (3) 事務事業の見直しの総括に関すること。
- (4) 地方分権の推進に関すること。
- (5) 社会保障・税番号制度導入の総括に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	11 名
再任用職員	- 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	- 名
合計	11 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

枚方市の『魅力』向上をめざし、新たな行政改革を進めるため、平成 24 年度に策定した「枚方市新行政改革大綱」及び課題と目標を具体的に示した「枚方市行政改革実施プラン《前期》」に基づき、それぞれの改革課題への取り組みを引き続き進めていきます。

平成 27 年度は、「プラン《前期》」における計画期間の最終年度となることから、達成状況の評価・検証を行った上で、平成 28 年度から平成 31 年度の 4 か年を計画期間とした「枚方市行政改革実施プラン《後期》」を策定します。

また、「プラン《前期》」に掲げた改革課題である「改革・改善サイクル」や「民間活力活用業務の評価・検証」などの取り組みを着実に進めていきます。

このほか、大阪発“地方分権改革”ビジョンに基づく権限移譲については、さらなる市民サービスの向上につながるよう、引き続き、取り組みを進めます。

I 重点施策・事業

◆枚方市行政改革実施プラン《後期》の策定

「枚方市新行政改革大綱」に基づき、平成 25 年 3 月に策定した「枚方市行政改革実施プラン《前期》」の取り組み状況を踏まえ、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 か年に本市が取り組むべき改革課題を示した「枚方市行政改革実施プラン《後期》」を策定します。

◆改革・改善サイクルの運用により、継続的な事業の見直しを推進

平成 26 年度から実施している「改革・改善サイクル」を引き続き実施し、事務事業を横断的に点検・評価し、継続的な事務事業の見直しや改善を図ります。

◆民間活力の効率的活用に向けた、民間活力活用業務の評価・検証を実施

平成 27 年度から新たな取り組みとして、業務委託や指定管理者制度の導入を行った事業について、行政の役割と責任を踏まえ、その効果や課題を評価・検証し、今後の民間活力の活用に活かしていきます。

◆中核市移行による権限を活用した市民サービスの充実

平成 26 年 4 月の中核市移行により権限の移譲を受けた事務の執行状況等の確認を行い、中核市としての権限を活かした、市民サービスのさらなる充実を図ります。

◆マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の円滑な導入

平成 27 年 10 月からの市民への個人番号の通知、平成 28 年 1 月からの希望者への個人番号カードの発行及びマイナンバー利用開始に向け、必要なシステム改修及び特定個人情報保護評価等の事務が円滑に行われるよう、関係各課と連携して取り組みます。また、市民の利便性向上や行政事務の効率化につながる独自利用についての調査・研究を進めます。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
5. 新たな情報提供サービスの開始	コールセンターの導入に向けて、具体的内容を決定する。
17. 部における「選択と集中」のシステムづくり	平成 26 年度 部の取り組み実績及び平成 27 年度部の運営方針を取りまとめ、公表する。
18. 機能的で柔軟な組織づくり	課題に応じたプロジェクトチーム制度の活用など、事業実施に際し、より柔軟で機動性を持った体制の整備を図る。
21. 「改革・改善サイクル」の構築	平成 26 年度に引き続き、事務事業を横断的に点検・評価し、継続的な事務事業の見直し・改善を進める。

29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	平成 26 年度に引き続き、各所管部と連携し、外郭団体等の「経営プラン」の策定に向けて取り組む。
30. 都市間連携の充実	自治体間の共通の行政課題の解決に向け、他の自治体との意見交換等を進める。
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	行政の役割と責任やセーフティネットの確保等の視点から、技能労務業務の将来的なあり方を明確にし、それを踏まえた業務毎の今後の方向性について、基本的な考え方を示す。
35. 新たな業務改善活動の推進	窓口業務の品質向上に特化した枚方市品質マネジメントシステムや業務改善制度及び職員提案制度の適切な運用を図る。
36. 民間活力活用業務の評価・検証の仕組みづくり	今後の民間活力の活用に活かすため、業務委託や指定管理者制度の導入を行った事業について、外部の視点を活用しながら、その効果や課題を評価・検証する。
37. 指定管理者制度の導入拡大	指定管理者制度の導入拡大については、施設の設置目的や役割を踏まえたうえで、効率的な管理運営と、市民サービス向上の両面から検討を行う。
44. 施設の使用料の見直し	市有施設の維持等に係る負担の公平性・受益者負担の適正化の観点から、施設使用料の設定基準を作成する。
44. 施設の使用料の見直し ①来庁者・利用者用駐車場	関係部と連携しながら、有料化対象施設及び有料化実施時期を決定し、順次、有料化実施に向けた手続きを進める。

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
事務事業実績測定 運営事務	市民への説明責任の履行や行政の透明性向上の観点を踏まえ、調書記載内容のさらなる精度向上や均質化を図るとともに、市民により分かりやすい内容とするため、各部署への作成趣旨の一層の浸透や、作成期間の十分な確保を行うなど、取り組みの充実を図っていく。

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
部内各業務における月次事務処理リストを作成	各担当者が月間に取り組むべき事務処理リストを作成し、部内職員で共有する。あわせて、事務執行上の課題や問題点を同リストに記載していくことで、問題意識を共有し、解決策の検討・改善につなげ、効率的な事務執行を推進する。
所管条例、規則等に係る説明書の作成	所管する条例、規則等に係る説明書を作成することにより、業務への理解の深化及びより均質かつ安定的な業務執行につなげていく。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆改革・改善サイクルや民間活力活用業務評価・検証に係る継続的な取り組みなどを進めるための経費として、281万円を予算計上しました。これらの経費については、費用対効果を意識し、効率的な執行に努めます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆機構改革で行政改革課と行政管理課を統合し、行政改革部を「室・課を置かない部」へ改編したことにより、組織のスケールメリットを活かし、より効率的に事務を執行します。
- ◆新たな行政改革の取り組み課題等の調査・研究のため、先進都市への視察等を行い、より効率的・効果的な実施方法の検討や企画立案等を行います。
- ◆部で執行する事務について、必要な知識の習得や認識の共有化を図るため、部内職員相互による研修会の開催や、新たな行政改革の取り組み課題の設定に向けた積極的な企画提案を行う検討会議などを開催し、自ら考え行動する自律型職員の育成を図ります。

V 広報・情報発信

- ◆行政改革に関する情報発信
行政改革に係る取り組みを伝える「行革かわら版」の発行等を通じて、市民にわかりやすい情報発信をタイムリーに行います。
また、平成26年度から全庁的な取り組みとして推進している業務改善制度について、さらなる庁内活性化を図ることを目的として、職員向けに「業務改善 NEWS」や「業務改善事例集」を作成・発行するなど、積極的に情報発信していきます。
- ◆ホームページの充実
行政改革に係る取り組みを市民に伝えるホームページについて、掲載内容を精査するなど選択と集中を図る観点から情報を整理し、市民が閲覧しやすく、わかりやすい情報発信に努めます。

◆マイナンバー制度に関する情報発信

マイナンバー制度の利用開始を控え、制度の仕組みや、市民にとってのメリット、個人情報保護などについて、「広報ひらかた」やホームページをはじめ、さまざまな機会を通じて十分にお知らせし、理解浸透を図っていきます。

＜平成 27 年度＞

政策企画部の運営方針

都市戦略室政策企画課
都市戦略室広報課
秘書課
市民相談課
人権政策室

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 市政の総合計画及び調整に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) 広域行政の推進に係る総合調整に関すること。
- (4) 広報及び報道機関との連絡に関すること。
- (5) 秘書に関すること。
- (6) 広聴及び市民相談に関すること。
- (7) 人権、非核平和及び男女共同参画施策に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	44 名
再任用職員	3 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	4 名
合計	51 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

市民満足度を高め、「住みたい・住み続けたいまち」から「市民が誇れるまち」へと飛躍するためには、長期的な視点で市民ニーズを的確に捉えた戦略的な行政運営を行っていくことが必要です。

平成 27 年度は、今後のまちづくりを進める上での最上位計画となる総合計画を策定し、あわせて平成 28 年度から平成 31 年度までの実行計画を策定します。また、総合計画と連携しながら人口減少への対応や移住・定住の促進を図るため、国が進める地方創生の一環として、地方版総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定します。

また、都市ブランドとして掲げる教育文化・健康医療といったまちの魅力や新たに策定する総合戦略に基づく各種取り組みを、市内外に広く効果的に情報発信します。さらに、災害時や緊急時の的確な情報発信にも努めます。

恒久平和の実現やまちづくりにおける一人ひとりの人権の尊重は普遍的に取り組まなければならない課題であり、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に伝える平和施策や人権啓発を進めるとともに、性別にかかわらず誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指した事業に取り組みます。



I 重点施策・事業

◆第 5 次枚方市総合計画・総合戦略の策定

長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、平成 28 年度を始期とする第 5 次枚方市総合計画を策定します。あわせて、まち・ひと・しごと創生法に基づく本市が講ずべき今後 5 か年の取り組みを定める総合戦略を策定します。さらに、その内容を様々な手法により発信します。

◆広報機能の充実

市ホームページ 庁内における操作研修の実施や新たなデザインページの作成などを実施し、誰にでも見やすく、目的とする情報を探しやすいホームページを目指します。また、平成 27 年度末のケーブルテレビ放送終了を見据え、ホームページでの動画配信の充実を図ります。

広報ひらかた 小・中学生など、若い世代を含めた幅広い世代に読んでもらえる紙面づくり、新たな企画に取り組みます。

情報発信リーダー 情報収集と情報発信力の向上を目指した研修を実施するとともに、積極的な情報発信を働きかけます。

◆市勢要覧の発行

市の特色あるまちづくりや魅力を紹介する冊子として、リニューアル発行します。

◆終戦 70 年平和事業

今年は終戦 70 年になることから、悲慘な戦争の経験を風化させることのないよう、戦争の恐ろしさや平和の尊さを、朗読や人形劇、沖縄戦・原爆に関するパネル展など様々な手法で幅広い世代に伝えます。

◆第 3 次枚方市男女共同参画計画の策定

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28 年度を始期とする第 3 次枚方市男女共同参画計画を策定します。

◆DV被害者をつくらない社会づくり

配偶者や恋人からの暴力に悩む市民からの相談件数は年々増加しており、相談内容も多岐にわたるため、関係機関と連携して、一人ひとりの被害者に寄り添った支援に努めます。また、DV を予防、防止する観点から、各種啓発事業や教育委員会と連携した事業を展開するなど、DV被害者をつくらない社会づくりに取り組みます。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取組内容・目標
1.広報機能の充実	見やすいホームページを目指し新たなデザインページを作成するとともに、ツイッターやフォトニュースを活用した積極的な情報配信を行う。広報ひらかたでは若い世代にも読んでもらえるような紙面づくりを進める。

4.広聴機能の充実	市民の声を市政に反映する取り組みとして、さまざまな広聴手法を活用して幅広い市民の声を収集し、施策に反映していく。また、IT 媒体を利用した携帯・スマホアンケートについては、より安全な配信手法に変えて実施する。
5.新たな情報提供サービスの開始	コールセンターの導入に向けて、具体的内容を決定する。
6.施策評価制度の確立	最終年度となる第 4 次枚方市総合計画の実績評価を行うとともに、第 5 次枚方市総合計画における評価制度の詳細を検討していく。
15.新総合計画の策定	第 5 次枚方市総合計画の策定に向けて、引き続き取り組みを進める。
16.施策における「選択と集中」のシステムづくり	第 5 次枚方市総合計画の実効性を高めるため、施策における「選択と集中」が可能となる新たな都市経営システムを構築する。
29.外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会の中期的な「経営プラン」が平成 27 年度中に策定されるよう協力する。
30.都市間連携の充実	市民サービスの向上につながる広域連携の取り組みについて、近隣の自治体との意見交換や先進事例の研究に努める。

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取組内容・目標
学園都市ひらかた推進協議会事務	より多くの市民が参加できる事業内容や、より多くの学生が関わることのできる事業内容を各大学と調整し検討していく。

ケーブルテレビ放送活用事業	ケイ・オプティコムによるケーブルテレビ放送は平成 28 年 3 月で終了する。それに伴い現在共同制作している 20 分の市政情報番組は 9 月放送分で終了し、10 月から 28 年 3 月までは 5 分程度のニュース番組を共同制作して、市ホームページでも同時配信する。
モニタリング事業	市政モニターアンケート、インターネットアンケート、携帯・スマホアンケートなど各手法の特徴等を生かした効率的なアンケートを実施していく。
市民の声運営事務	市政に対する市長への提言はがきやメールなどで寄せられた市民からの意見・要望等に迅速に対応を行っていく。また、市民の声を市政に反映させるため、傾向分析を行う。
DV防止事業	潜在的な被害者の救済につながるような新たな周知方法を検討するとともに、市民への啓発事業を行なう。また、DV を防止する観点から、子どもたちが暴力の被害者にも加害者にもならないための予防教育プログラムを教育委員会と連携して実施する。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取組内容・目標
各事業のマニュアル作成	業務内容についてマニュアル化を進め、効率的な業務の推進を図る。
効率的な業務処理による業務効率の向上	業務効率を向上するため、職場の整理整頓、書類等の適正な管理、仕事の流れや人の動線を考えた書類の収納や机・書庫の配置を行う。また、仕事の優先順位を考え、課員相互の連携を図るよう努める。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆平成 26 年 3 月に策定した FM ひらかたの「経営改善プログラム」に基づき、FM ひらかたへの放送委託料を平成 26 年度の売上高の 63% となるよう設定し、対前年度比で 274 万円削減しました。
- ◆ケーブルテレビ放送が平成 27 年度末で終了することに伴い、市政情報番組のケイ・オプティコムとの共同制作・放送委託料を見直し、対前年度比で約 143 万円削減しました。
- ◆安定した広告収入の確保（予算ベース）

市政情報モニター	約 126 万円（半期ずつ前払いのため半年分）
バナー広告	約 199 万円
広報ひらかた広告	約 642 万円

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆部内の各職員が情報発信の視点を持ち、日常業務の中で行政内部や外郭団体、市民・企業などから得た多くの情報を効果的な発信につなげるよう努めます。
- ◆「災害対応」「部の運営方針」などのテーマで、部の意見交換会を実施し、部の基本的方針について職員の共通意識を高めます。

Ⅴ 広報・情報発信

- ◆インターネットを通じた情報発信の強化
フォトニュースや写真付きの手動ツイッター、動画配信の充実に取り組みます。
- ◆DV相談窓口の周知
潜在的な被害者の救済にもつながるよう、新たな周知方法を検討し、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」の一層の周知に努めます。

＜平成 27 年度＞

市民安全部の運営方針

市民活動課
危機管理室
市民室
消費生活センター

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 住民自治の振興及び勤労者福祉に関すること。
- (2) 危機管理の総合調整に関すること。
- (3) 防災及び防犯に関すること。
- (4) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、住居表示に関すること。
- (5) 番号法に基づく個人番号の付番及び個人番号カードの交付等に関すること。
- (6) 消費生活に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	90 名
再任用職員	19 名
任期付職員	13 名
非常勤職員	23 名
合計	145 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

平成 27 年度は、自助・共助の取り組みの支援を通じた市民自治の推進と防災・防犯、消費者保護に関する施策を中心に、安全・安心のまちづくりを進めます。

また、個人番号の通知と個人番号カードの交付については、実施体制を確立し、円滑に業務を進めるとともに、戸籍、住民票等の窓口における市民サービス業務では、接遇や各種届出業務に関する知識やスキルの向上に取り組みます。

I 重点施策・事業

◆市民のまちづくり活動の推進

校区コミュニティ協議会の自主性や裁量を生かし、地域活動の促進と活性化に向けた支援に取り組みます。

また、公益的な活動を行う NPO 法人への支援を今後さらに進めるための方策を検討します。

◆防犯カメラの運用

街頭犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等を目的として、未設置である地域等に平成 26 年度に 250 台増設した防犯カメラの運用を開始します。これにより、市内に



設置する防犯カメラは 329 台となり、適切な維持管理を図るとともに、犯罪発生時の捜査機関からの画像データの提供依頼には迅速に対応します。

◆防災体制の強化

災害時における視覚的な状況把握や情報共有及び職員の参集機能等を併せ持つ災害情報システムの導入・構築を行うことで、より迅速な災害対応体制の確立を図ります。

また、昨年度デジタル化が完了した同報系防災行政無線での電話応答サービスや最新の指令機能を有する新消防本部庁舎の運用を開始することにより、今後予測される大規模災害に備えた防災体制の強化に取り組みます。

さらに、防災マップの全戸配布や平成 22 年度から平成 26 年度までの計画で実施した地域防災推進員育成事業を今後も継続し、目標数達成後は修了者に対するフォローアップにも取り組むなど、地域防災力の向上に取り組めます。



◆個人番号の通知と個人番号カードの交付の円滑な実施

平成 27 年 10 月から住民基本台帳に記載されている人に個人番号を付与し、番号通知カードを郵送します。また、平成 28 年 1 月からは個人番号カードの交付を始めます。市民室に専任の部署を設け、個人番号カード交付の臨時窓口を設置するなど、円滑な実施を図ります。

◆戸籍システムの改修とコンビ二交付への対応

平成 27 年 7 月に現行の戸籍システムのリース期間が終了するため、新システムへの更新を図ります。また、国のコンビ二交付の改修にあわせ、戸籍謄抄本がコンビ二でも取得できるよう整備していきます。

◆住居表示台帳の電子地図化と住居表示地理情報システムの導入

住居表示台帳を電子地図化するとともに、作成したデータを編集する住居表示地理情報システムを導入し、編集作業の効率化を図ります。

また、できあがった電子地図を災害情報システムと連携するなど、庁内的な利活用を図ります。

◆消費生活センター機能充実事業等の推進

相談員のレベルアップなど「消費生活センター機能充実事業」及び、教育機関への消費者教

育支援の取り組みなど、消費者被害の未然防止を目的とした「消費者行政啓発充実事業」に取り組めます。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
7.地域コミュニティ・NPOとの連携	校区コミュニティ協議会との連携を強化し、地域活動の担い手の育成や自治会への加入促進に努める。また、(特活)ひらかた市民活動支援センターと連携し、地域・NPO・行政等の連携による協働型事業の推進を図る。
8.市民活動の情報収集と情報発信	サプリ村野NPOセンターの利用率向上に努めるとともに、市民活動に関する情報を収集・発信し、情報交換や活動の活性化につなげる。
12. 地域防災体制の強化	大規模災害等の発生に備え、地域防災推進員の育成や自主防災訓練の促進、出前講座による防災・減災意識の啓発などにより地域防災体制の強化を図る。
19.市有財産等の有効活用 ②集会所用地に関する方針の策定	貸付内容を関係部署と協議し、平成 27 年度中に集会所用地に関する方針を策定する。
29.外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	市が設立に関わり補助金交付等の支援をしている特定非営利活動法人の枚方市勤労市民会及びひらかた市民活動支援センターについて、今後も健全な経営を維持するよう求めていく。

31. 枚方寝屋川消防組合の運営の効率化	指令業務を有する新消防本部庁舎での業務開始に合わせて交野市消防本部との消防指令業務の協同運用を開始するとともに、組織体制の一部見直しを図り運営の効率化を進める。また、事務執行の見直しも推進するよう提言する。
----------------------	---



ひらかたサンプラザ 3 号館壁面

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
住居表示台帳の電子地図化と住居表示地理情報システムの導入	住居表示台帳を電子地図化するとともに、作成したデータを編集する住居表示地理情報システムを導入し、平成28年4月から運用を開始する。同時に災害情報システムと統合型地理情報システムに電子地図を提供する。

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
窓口サービスの向上	市民室での住民異動に連動する各種手続き（国民健康保険、児童手当等）について、担当課の窓口と連携し、丁寧な説明や適切な取り継ぎを行うとともに、対応時間の短縮に努める。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆個人番号制度導入に係る補助金を活用し、システムの改修や個人番号カードの窓口交付などの業務に取り組みます。
- ◆地方消費者行政推進交付金等を活用し、公用車や電照看板による周知、大型講演会の実施など、様々な消費者啓発事業に取り組みます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆新たに導入される個人番号制度及び専門性の高い市民室業務について、事例研究等の研修に取り組むことにより、本庁と支所の担当者全体のスキルアップを図ります。
- ◆悪質商法が巧妙化・複雑化する等、消費生活を取り巻く環境・状況は変化しています。消費生活に関する相談に対応するため、国民生活センター等の専門研修への派遣や職場研修を行うなど、職員の専門的な技術向上を図ります。

Ⅴ 広報・情報発信

- ◆洪水浸水想定や地震情報など、これまでに掲載していた内容に加え、内水浸水想定、土砂災害情報、活断層の概略図等を掲載した「改訂版枚方市防災マップ」の全戸配布を行うとともに、外国語版及び点字・音訳版を作成するなど、防災意識の啓発を行います。



また、避難準備情報の発令を踏まえ、ホームページやツイッター、ひらかた安全安心メール、防災行政無線などを活用し、幅広い情報発信に努めます。

- ◆個人番号の通知や個人番号カードの交付を円滑に進めるため、ホームページや広報紙などを通じて周知に努め、積極的な情報発信に努めます。

- ◆緊急性の高い悪質商法などの情報を提供する月刊『くらしの赤信号』と、専門性の高い情報を分かりやすく提供する季刊『シグナル』等の啓発紙を発行し、消費生活に関する情報発信に努めます。



- ◆校区コミュニティ協議会や（特活）ひらかた市民活動支援センターが発行する機関紙を市ホームページに掲載するとともに、NPOの継続的な活動を支援する各種講座やイベント情報を掲載するなど、市民活動に関する情報発信に努めます。

＜平成 27 年度＞

総務部の運営方針

人材育成室人事課
人材育成室職員課
コンプライアンス推進課
総務管理課
情報推進課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 職員の人事、人材育成、給与等に関すること。
- (2) 公正な職務の執行の推進に関すること。
- (3) 文書及び法規に関すること。
- (4) 情報公開に関すること。
- (5) 庁舎管理に関すること。
- (6) 統計に関すること
- (7) 行政情報化及び地域情報化に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	64 名
再任用職員	3 名
任期付職員	4 名
非常勤職員	23 名
合計	94 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

社会情勢の変化や、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、行政サービスのさらなる向上を図るため、職員の人材育成を推進するとともに、「職員定数基本方針」に基づき、職員数や給与等の適正化に取り組みます。また、職員研修等を通して、より一層のコンプライアンスの徹底を図るとともに、第二次枚方市情報化計画の策定やマイナンバー制度への対応を進めます。

I 重点施策・事業

◆職員数と総人件費の適正化

枚方市職員定数基本方針に基づき、新たな行政需要も踏まえつつ、行政改革実施プランに掲げる事務事業の見直しや効率化によって、職員数と総人件費の適正化に取り組みます。

◆長期的・継続的な人材育成の推進

総合評価制度と人材育成支援システムを活用し、長期的・継続的・効果的な人材育成を進めます。

◆給与制度の適正な運用

人事院勧告や社会情勢を踏まえ、引き続き、適正な給与水準の確保に努めます。

◆来庁者用駐車場の有料化に向けた取り組み

本庁舎の来庁者用駐車場について、引き続き、課題の解決に取り組みます。

◆庁舎設備の維持保全に向けた取り組み

来庁者の利便性や執務環境の向上を図るため、「枚方市市有建築物保全計画」に基づき、庁舎本館の窓の更新工事などに取り組みます。

◆「オープンデータ」への取り組み

市の保有する情報を、機械判読に適した形式で二次利用可能な利用ルールで公開する「オープンデータ」をホームページ等で、順次、公開し、行政の透明性や信頼性の向上、また、経済の活性化や業務の効率化等を図ります。

◆ICT の活用

戸籍記録事項証明書のコンビニ交付サービスや市立幼稚園保育料・後期高齢者医療保険料のコンビニ収納サービスを開始します。

災害情報システムや中学校給食インターネット予約システムを導入するとともに、マイナンバー制度に伴うシステム改修を進めます。

◆第二次枚方市情報化計画の策定

計画的な情報化施策の推進を図るため、平成28年度を始期とする、第二次枚方市情報化計画の策定に取り組みます。

Ⅱ 行政改革・業務改善

＜行政改革実施プラン（前期）の改革課題＞

改革課題	取り組み内容・目標
5. 新たな情報提供サービスの開始	コールセンターの導入に向けて、具体的内容を決定する。
23. 情報システムの利用拡大	・市役所のICT化の推進。 ・セキュリティシステムの向上。
32. 総人件費の適正化	職員定数基本方針に基づく総人件費の適正化と適切な定数管理。
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	電話交換業務について、ダイヤルイン運用状況、業務量・業務内容の分析を行い、それを踏まえた今後の方向性について、基本的な考え方を示す。
34. 新たな人材育成基本方針に基づく職員力の向上	市民ニーズや現状課題を的確に捉えた研修による、職員の意識改革の促進や能力の向上。

＜改革・改善サイクルに係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
職員採用任免事務	各大学等での就職説明会等による採用試験受験者数の拡大。
追悼式典業務	参加者の増加に向けた内容の検討と、舞台装飾の見直しによる経費の削減。



若手職員による大学での採用説明会の様子

＜業務改善のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
セキュリティ対策の強化	・インターネット利用時のウイルス感染対策強化システムを導入する。 ・情報セキュリティポリシーに定義するタブレット端末の適正な利用を図るため、職員研修を実施するとともに、許可書を発行する。
グループウェアシステムの活用	他部署への問い合わせを登録・検索できる「庁内FAQ 機能」や、課の行事等のスケジュールを共有できる「課スケジュール機能」の活用を図る。

Ⅲ 予算編成・執行

◆職員の給与明細書における広告や広告付き地図案内板等により、引き続き、財源確保を図ります。

内容	収益（見込み）
・給与明細の広告掲載	約 100 万円
・共有封筒の広告掲載	約 20 万円
・公用車の広告掲載	約 20 万円
・広告付き地図等案内板	約 169 万円

- ◆PC 等端末の調達時には、各課との一括入札を推進し、仕様の適正化、事務負担の軽減及び、一括発注による費用削減を図ります。

IV 組織運営・人材育成

- ◆「枚方市人材育成基本方針」の趣旨に基づき、平成 26 年度に新たに作成した「枚方市 OJT マニュアル」も有効に活用しながら、職場を基盤とした人材育成を進めます。



研修成果を共有する「職員力を高めよう！」

- ◆相手を尊重する気持ちや、人権侵害をゆるさない職場風土の醸成を図るため、“人権ファシリテーター”の育成を進めます。
- ◆職員が意欲的に自己啓発に取り組むため、通信研修のメニューの増加や、資格取得のための専門講座への受講など、さらなる制度の充実を図ります。
- ◆新たな「枚方市特定事業主行動計画」に基づき、「男性職員の育児休業取得促進」「年次有給休暇の取得促進」「時間外勤務の縮減」など、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に資する取り組みを進めます。
- ◆全庁的な公用車事故防止の観点から、実践的な安全運転講習会の開催や「無事故・無違反チャレンジコンテスト」への参加、自動車事故審査委員会における事故原因の分析と共有化などの取り組みを通じ、職員の安全運転への意識を高めます。

- ◆情報部門の業務継続計画（ICT-BCP）＜地震対策編＞に基づき、情報システムの早期復旧を実現するための事前対策や訓練等を実施します。

V 広報・情報発信

- ◆枚方市役所に就職する人向けに魅力発信

採用セミナーや各大学等で実施する採用説明会などの取組みをホームページなどで情報を発信するとともに、職員の活躍が紹介された報道記事などを伝えることで、本市の魅力や、公務員労働のやりがいを伝えます。

- ◆情報公開制度等の運用状況の公表

市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、市ホームページ及び広報ひらかたにより公表を行います。

平成 27 年国勢調査実施本部の運営方針 【臨時組織】

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 国勢調査の実施に係る企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 国勢調査に係る広報に関すること。
- (3) 国勢調査の実施に関すること。
- (4) 国勢調査の指導員及び調査員に関すること。
- (5) 国勢調査に係る国及び大阪府との連絡調整に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	7 名
再任用職員	- 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	- 名
合計	7 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

国勢調査は、統計法に基づき5年ごとに実施する最も基本的で、重要な統計調査であることから、正確かつ円滑な調査を実施するとともに、市民の国勢調査への理解と関心が深まるよう努めます。



《国勢調査イメージキャラクター》

I 重点施策・事業（主な取り組み）

◆調査員の確保と研修の実施

今調査では約 1,800 人の調査員が必要となることから、広報やホームページを通して調査員の確保に取り組むとともに、調査員が業務内容や意義を認識し、行動できるよう調査員研修を実施します。

◆円滑な調査の実施に向けて

オートロックマンション等に対応するため、マンションの管理組合や管理人に対して積極的な周知を行い、円滑な調査の実施に努めます。

◆広報・情報発信

今回の調査からパソコンやスマートフォンを活用して回答ができるようになることなど、国勢調査に関する情報を広報やホームページなどで積極的に発信し、市民の国勢調査への理解と関心を高めます。

＜平成 27 年度＞

財務部の運営方針

資産活用課 税務室市民税課
財産区事務局 税務室資産税課
財政課 税務室納税課
総合契約検査室 税務室債権回収課
税務室税制課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 市有財産の総括管理及び活用に関すること。
- (4) 契約及び工事の検査並びに審査に関すること。
- (5) 市税に関すること。
- (6) 税外債権に関すること。
- (7) 財産区に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	150 名
再任用職員	10 名
任期付職員	7 名
非常勤職員	2 名
合計	169 名

※他団体への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

財務部は、主として、都市経営の根幹をなす「お金」「資産」「契約」に関連した業務を担っています。

平成 27 年度は、歳入の確保策として、市税等の徴収率の向上や市有財産の有効活用などに取り組みます。財政運営にあたっては、市民ニーズが多様化するなか、今後も引き続き、限られた財源の中で収支均衡を基本として、財政の健全性を維持するとともに、施策の「選択と集中」を踏まえて予算編成を行います。

入札・契約に関しては、公平性、公正性、透明性の確保及び競争性の向上に引き続き努めます。

財務部では、こうした専門性の高い業務を適切かつ効率的に執行するとともに、市民に対してきめ細やかな説明責任を果たすため、継続的な人材育成に力を入れていきます。

I 重点施策・事業

◆財政運営

社会経済情勢の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のあるより強固な財政基盤の確立に向けて、引き続き、収入の確保や地方債残高の抑制等を図るとともに、限られた財源の中で、効率的で効果的な予算配分に努めます。

◆市税の徴収率向上の取り組み

直近年度の滞納者から順次、預金等の債権を中心とした滞納処分等を徹底し、税の公平性の確保と徴収率の向上に努めます。

◆未収金回収強化の取り組み

移管件数の増加及び前年度を上回る徴収率の向上に向け、債権所管課との連携及び指導・助言を図り、未収金の回収強化に取り組みます。

また、税外債権の滞納整理及び処理基準の明確化に向け関係課とともに取り組みます。

◆入札・契約制度の適正な運用

入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を確保しながら競争性の向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化をめざして、入札・契約制度を必要に応じて見直します。

◆税総合システム再構築事業

税業務の効率的な運用を図るとともに、社会保障・税番号制度の導入や税制度の改正等について適切に対応していくため、平成28年度の稼働に向けて引き続き税総合システムの再構築を進めます。

◆市有財産等有効活用推進事業

市有施設の現状把握の資料として作成した公共施設白書を活用し、さらなる市有財産の有効活用に向けた取り組みを進めます。

◆評価替え年度の適正な運営

3年に一度の評価替えの年であるため、固定資産税（土地・家屋）については、新たに決定した価格について納税者へ十分な説明責任を果たします。また、固定資産審査委員会に出された審査申出については、納税義務者の権利利益を守る観点から、公平かつ適正な審査運営に努めます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
19. 市有財産等の有効活用 ①施設白書の作成と市有財産等有効活用計画の策定	平成27年3月に作成した公共施設白書を活用し、さらなる市有財産の有効活用に向けた取り組みを進める。
23. 情報システムの利用拡大	平成28年度の稼働に向けて税総合システムの再構築に取り組む。また、新システム導入にあわせて、業務改善を行い、税業務の最適化を図る。
29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	平成25年6月に策定した「枚方市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づき、公社の経営健全化を図る。

40. 総合計画と連動した収支見通しの作成	将来にわたり健全な財政状況を維持するため、経済成長率の低位予測を見込んだ収支見通しを作成する。
41. 特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制	特別会計・企業会計への繰出金のうち、市独自の判断で行う基準外の繰出金について抑制を図る。
42. 公債費の抑制	基金（貯金）を活用し、地方債発行額を毎年5億円程度抑制する。
43. 財政調整基金等の積立	市税や地方交付税等を合わせた標準財政規模の10%程度（70億円程度）の積立額を維持する。
44. 施設の使用料の見直し ①来庁者・利用者用駐車場	関係部署と連携しながら、課題への対応が可能となった施設から、順次、駐車場有料化に係る手続きを進める。
47. 市税等の収入確保	特別徴収の推進、償却資産の物件調査の促進を行ない、収入確保を図る。

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
公有財産管理事務	公有財産の適正管理を図るため、マニュアル等を作成し、財産取扱主任への周知を行なう。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
インターネット公売の活用促進	差し押おさえた不動産やタイヤロックの実施により引き上げた車両等のインターネット公売について促進し、市税の徴収強化を図る。

税外債権の回収強化の取り組み

市税以外の4債権の所管部署と連携し、実践研修を行う等により徴収ノウハウの向上を図る。



Ⅲ 予算編成・執行

- ◆自主財源確保の取り組みとして、引き続き、未利用地の売却及び普通財産の貸付などを行います。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆税業務においては、公平かつ適正に賦課・徴収を行い、市民への説明責任を果たすため、固定資産評価、滞納処分、税制改正及び課税事務など専門的知識と経験が必要になることから、派遣研修やOJTを通じ職員のスキルを高めます。また、部内職員向けに年2回「市税レポートひらかた」と題した情報誌を発刊し、職員の研究成果や実務、研修報告を掲載することにより職員の向上心も高めます。
- ◆入札・契約に係る職員の不正行為防止のため、総務部が実施するコンプライアンス推進の取り組みと連携して、全部局を対象とした合同研修会を実施することにより、より効果的な職員の意識啓発と向上を図ります。

V 広報・情報発信

◆ホームページ等の充実

次代を担う子ども達にも市の財政や市税の仕組みが理解して貰えるよう、分かりやすい広報ひらかた・ホームページの充実に取り組みます。

◆租税教室の推進及び啓発



次代を担う児童・生徒に、税の意義や役割を啓発することを目的に枚方税務署管内租税教育推進協議会が市内小学校で開催する租税教室に税務室職員を講師として派遣します。

また、税の大切さを理解していただくために「税に関する小学生の習字展」や「中学生の税に対する作文」の優秀作品をホームページに掲載します。

◆入札・契約に関する情報発信

入札・契約制度や入札参加資格申請受付などの情報について、これまでからの広報ひらかたやホームページによる情報発信に加えて、メールによる発信を行い、一層の周知を図ります。

◆ふるさと寄附金の情報発信

クレジット収納に加え、郵便局から寄附ができるよう利便性を向上させるなど、ふるさと寄附の拡大を図るため、引き続き、ホームページ、広報ひらかた、ツイッター、リーフレットの作成など様々な媒体を通して周知を図ります。

＜平成 27 年度＞

地域振興部の運営方針

地域振興総務課
生涯学習課
文化振興課
産業振興課
農政課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 都市交流及び観光に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関すること。
- (3) 文化振興に関すること。
- (4) 商工業及び雇用対策、就労支援に関すること。
- (5) 農業に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	64 名
再任用職員	15 名
任期付職員	1 名
非常勤職員	47 名
合計	127 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

地域振興部は、文化、生涯学習と農業・商業・工業・観光の産業を担当しており、いずれも「枚方市民であることを誇りに思うまち」を創造する上で、また人口減少を抑制する上で、欠かさない施策分野です。

これらを進めるため、市民や関係団体、事業者等との連携を一層密にし、効果を最大限発揮できる施策の立案、執行に努めていきます。

総合文化施設と美術館の2つの文化芸術拠点の整備に取り組むとともに、文化芸術振興条例に基づく基本施策を総合的に推進するための文化芸術振興計画を策定し、本市で培われてきた文化・芸術の土壌をさらに発展させていきます。

また、市内産業の振興は、地域での雇用創出や税収確保の面からも重要であり、創業支援をはじめとした新たな産業の創出や商工業の活性化に向けた取り組みを行います。

さらに、農業後継者の育成と農業経営に必要な農地確保など、まちづくりの観点から「農」を守る取り組みを進めます。

I 重点施策・事業

◆生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理導入に向けた準備

市民サービス向上と効率性の観点から、生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理者制度の円滑な導入に向けて準備を進めます。平成27年度は、平成28年4月から2施設に先行導入するための手続き等を行います。



ひらかた人形劇フェスティバル

◆文化芸術の拠点整備に向けた取り組み 総合文化施設の整備

総合文化施設の整備については、平成27年度から、基本設計・実施設計に着手します。あわせて、まちの価値を高め、集客と賑わいを創出する文化芸術の拠点施設とするための施設運営計画の策定に取り組めます。また、運営主体については、本市の文化芸術事業を担っている

（公財）枚方市文化国際財団の今後のあり方も含め検討します。

市民からの建物寄附による美術館の整備

市民からの建物寄附による美術館については、美術館整備に反対する市民等の妨害により、建物建設工事が遅れており、早期の竣工に向けた環境づくりを進めます。また、開館後の運営体制や記念事業等について検討を進めます。

◆文化芸術振興計画の策定

平成 26 年 4 月に施行した枚方市文化芸術振興条例に基づく文化芸術振興計画の策定に取り組みます。

平成 26 年度に設置した枚方市文化芸術振興審議会では、市民や芸術家、事業者等と連携を図りながら、市民の文化芸術活動の機会の充実、障害者等だれもが文化芸術に親しむ機会の環境整備、文化芸術を支える人材の育成など、条例に規定する基本施策を総合的に推進するための調査・審議を行い平成 27 年度に計画を策定します。

◆「プレミアム付商品券」の発行や「まちゼミ」への支援

「地域住民生活等緊急支援のための交付金（消費喚起・生活支援型）」を活用して、プレミアム付商品券を発行し、市内消費喚起と地域商業の活性化を図ります。

商業団体が実施する「まちゼミ」（商店主が各店舗で実施する無料のミニ講座）に、支援を行い、地域コミュニティの担い手でもある商店街活性化につなげていきます。

また、平成 27 年度に策定予定の地方版総合戦略において市内産業活性化や雇用促進に資する施策について、商工団体や金融機関等と意見交換を行いながら、企画立案します。



「まちゼミ」実施状況

◆農業後継者の育成と農地の保全

都市農業ひらかた道場による新規就農研修事業については、第 2 期研修生 2 名を新たに迎え、研修生 5 名を対象に農業後継者の育成に取り組みます。第 1 期研修生 3 名が本年度末で研修を終えることから、平成 28 年度からの円滑な就農と定着化に向けた支援策を構築します。

また、平成 26 年度実施のアンケート調査をもとに得られた、農地の提供農家の情報を活用し、農地銀行等と連携して、第 1 期研修生の農業経営に必要な農地確保に向けた取り組みを進めるなど、効果的な支援を行います。



都市農業ひらかた道場研修風景

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
28. 生涯学習施設と図書館の効率的な管理運営	平成 28 年 4 月からの 2 複合施設への指定管理者制度の先行導入に向けて、所定の手続きを行う。
29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	枚方文化観光協会に、27 年度中の中期経営プランの策定を促す。
48. 新たな産業振興策の推進と雇用創出の仕組みづくり	情報交換会の開催など連携の仕組みづくりを行なうとともに、雇用のマッチング・定着支援に資する事業の企画立案を行う。

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
文化観光協会負担金交付事業	性質別での報告となっている団体の決算報告について、より透明性を確保するため、事業別での報告を検討するよう働きかける。
枚方市魅力発信事業	新たな魅力発信事業を本事務事業に含めることで、効果的な情報発信を行う。
伝統産業育成事業	現行事業は休止。伝統産業に係る支援方法の検討を行う。
中小企業エコアクション21認証取得促進事業	ISO 14001 認証取得事業と統合の上、事業者への制度周知を図る。

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
満足度の高い窓口対応	引き続き接遇研修を実施するなど接遇能力を高め、市民や事業者への対応を円滑に行い、満足度の向上に努める。また、シフト制による交替勤務のある各生涯学習市民センターにおいては、併せて、業務日誌などを活用し、適切な引き継ぎを行う。
効率的な会議の実施	会議等において、終了時刻や終了目標を明確に設定することで、メリハリのある会議を行なう。

Ⅲ 予算編成・執行

◆イベント等の内容や実施主体の見直しなどを行い、より効率的な予算編成・執行管理に努めます。

◆国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金（消費喚起・生活支援型）」を活用して、プレミアム付商品券発行に係る予算 3 億 7586 万円を確保しました。

Ⅳ 組織運営・人材育成

◆地域振興部の多くの業務が、市民や事業者、関係団体との連携を必要とすることから、より効果的な事業支援が行えるよう、市内の現地視察や他市への研修を充実させます。

◆地域振興総務課では、国内外の友好都市との交流事業などが年間を通して多数あるため、担当職員以外でも、その業務が行えるよう応援体制を整えます。

◆産業振興課で所管する融資に係る相談対応について、研修・OJT を通じてスキルの向上を図ります。また、事業者支援に向けて、関係団体とも連携して、事業者の実情把握に努めます。

Ⅴ 広報・情報発信

◆イベント情報の効果的な発信

地域振興部で実施する様々なイベントについて、広報ひらかたやホームページのほか、マスメディアや地域メディア、ツイッター、チラシなどを活用し、効果的な情報発信に努めます。

◆プレミアム付商品券発行の周知

プレミアム付商品券をより多くの市民に利用していただけるよう、広報ひらかたのほか各種媒体、PR イベント等を通じて、事業者・市民への周知を図っていきます。

＜平成 27 年度＞

健康部の運営方針

健康総務課	枚方市保健所
国民健康保険室	保健企画課
年金児童手当課	保健衛生課
医療助成課	保健予防課
	保健センター

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 保健及び医療に関すること。
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。
- (4) 児童の扶養に係る手当に関すること。
- (5) 医療助成に関すること。
- (6) 保健所に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	199 名
再任用職員	5 名
任期付職員	10 名
非常勤職員	72 名
合計	286 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

健康部の主な事務は、①救急医療や地域包括ケア、市民の健康づくりなどの健康医療施策の推進、②国民健康保険や医療費助成、国民年金・児童手当などの社会保障関連施策の推進、③感染症や食中毒、大規模な自然災害に備えた健康危機管理施策の推進、④専門性の高い精神保健や難病対策の推進、⑤その他、民生委員・児童委員活動や更生保護活動への支援等があげられます。

具体的な事業の推進に当たっては、医療系大学や基幹病院が集積する本市の優位性を踏まえ、平成24年8月に設立した“健康医療都市ひらかたコンソーシアム”の枠組みや保健所の権能を生かし、多様な機関、団体、市民との協働による施策を展開することで、誰もが健康で生き生きと暮らせる「健康医療都市ひらかた」の実現に向けた取組を進めます。

I 重点施策・事業

◆「健康医療都市ひらかた」実現に向けた取組

コンソーシアムに掲げる8本の連携事業に基づき、構成団体と連携して、地域完結型医療の実現に向けた医療情報ネットワークの構築をは

じめ、災害時における医療救護体制の強化や小中学生に対する健康教育、市内の医療機関への医療通訳士派遣を実施します。

◆救急医療体制の整備

本市には、北河内夜間救急センターや休日急病診療所などが担う初期救急から高度救命医療を行う三次救急までが整備されており、この機能を維持し、引き続き確保するため、関西医科大学附属枚方病院をはじめとする救急医療機関を支援するとともに、北河内夜間救急センターの事務局として、年間を通じた夜間小児救急医療の円滑な提供に努めます。

また、医師会からの要望も踏まえ、市立ひらかた病院整備後の有効活用地の利用を念頭に、初期救急医療体制の再構築に向けた検討を進めます。

◆健康危機管理の推進

大規模な自然災害や新型インフルエンザ等に備え、健康被害の発生予防や拡大防止、治療等が円滑に行えるよう、災害医療対策会議の専門的な知見を踏まえ、医療救護体制や備蓄医薬品についての検討を行うとともに、新型インフルエンザ等の感染症対策に係る行動マニュアルの整備を進めます。また、医療機関等と連携した健康危機管理体制の強化を図ります。

災害医療訓練の様子



◆コンビニエンスストアへのAEDの設置

24 時間営業のコンビニエンスストアにAEDを設置するとともに、枚方寝屋川消防組合等との連携した普通救命講習を行い、突然の心停止からの救命率向上を図ります。

◆子ども医療費助成事業の拡充

子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援をより充実させるため、平成 27 年 12 月から子どもの医療費助成制度の対象を中学校 3 年生まで拡大します。

◆在宅医療と介護の連携の推進

超高齢社会の到来に備え、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、医師をはじめとする多職種の人材が連携し、地域で必要としている医療と介護を切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた環境整備に努めます。

◆狂犬病予防及び動物愛護管理への取組

犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底や人と動物の共生を推進するため、愛護動物の適正飼養の啓発に努めるとともに、殺処分される犬猫を減らすため犬猫譲渡制度の周知を図ります。

また、犬猫飼養管理拠点施設のあり方について、検討を進めます。

◆こころの健康づくりの推進

市民が身近にこころの健康相談ができる体制づくりの一環として、専用電話によるこころの電話相談及びモバイル機器を活用したメンタルチェックシステム「こころの体温計」を導入し、こころの健康づくりの啓発に努めます。また、コンソーシアム参画団体で構成するこころの健

康増進部会を中心に、相談から適切な支援につなげるための包括的ネットワークの構築を目指します。

◆妊娠・出産から子育て期までの支援

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産を望む人が必要な医療を受けるための環境づくりとして、妊産婦健康診査や不妊症及び不育症治療に対する経済的支援を行います。あわせて妊娠時から支援の必要な市民を把握し、早期に支援につなげ、出産直後は保健師、助産師による新生児・産婦訪問指導事業や母子保健コーディネーターによる訪問・面接相談、「産後ママ安心ケアサービス（枚方市産後ケア事業）」などを通じて、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。

◆歯科口腔保健計画の策定

歯と口腔の健康の保持・増進は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たします。市民の歯や口腔の健康状態の現状や課題、歯や口腔の健康づくりに取り組むための目標や方向性などの事項を掲げた「枚方市歯科口腔保健計画」を策定し、歯科・口腔保健施策の更なる充実を図ります。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
41.特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制 ①国民健康保険特別会計	療養費やレセプト点検の強化による医療適正化を進め、また、特定健診の受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療につなげ、医療費の増加を抑制する。
47.市税等の収入確保	国民健康保険料の口座振替原則化の周知を図るとともに、滞納世帯に対しては早期の接触によって滞納額を抑制し、収納率の向上を図る。

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
健康医療都市ひらかた推進事業	コンソーシアム参画団体が有する社会資源の共同利用や情報の共有、人材の交流による連携事業の推進と様々なツールを用いた情報発信
災害医療対策事業	平成 27 年 3 月 7 日に行った災害医療訓練の検証
食育推進事業	食に関連する団体との連携強化とネットワークによる食育の推進
健康づくり推進事業	京阪電気鉄道（株）と連携したひらかたカラダづくりトライアル事業の充実
特定保健指導事業	厚生労働科学研究班の効果的な保健指導の開発研究への協力による、効果的な保健指導の検証

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
受診票の点検事務等のアウトソーシング	がん検診や予防接種等に係る帳票の点検・集計等の民間事業者への委託。

Ⅲ 予算編成・執行

◆国民健康保険特別会計の予算編成

国保会計の予算編成にあたっては、高齢化の進展により医療費が増嵩するなかで、国の支援策による低所得者へ保険料軽減措置の拡充と一般会計から保険料軽減のため3億円繰入を行うことで、保険料負担を軽減するとともに、30年4月の広域化に向けて財政の健全化をめざします。

◆財源の確保

子ども医療費助成対象の拡大にあたっては、国において新たに措置された地域住民生活等緊急支援交付金を活用します。

Ⅳ 組織運営・人材育成

◆部内の協力・連携

健康・医療・福祉フェスティバルやひらかた食育カーニバルなど関係団体と連携した事業の実施にあたっては、部内各課の協力・連携を図り、来場者の安全確保に努めるとともに、効率的に運営します。

◆制度改正に対応した組織運営

マイナンバー制度に対応するシステム改修や国民健康保険の広域化に向けた体制を整えます。

◆保健師の人材育成

中核市移行に伴い、より質の高い地域保健サービスが求められる中、保健師の専門能力の向上を目的に、保健師人材育成ガイドラインに基づき、保健師の組織的、計画的な人材育成の体制を構築します。

V 広報・情報発信

◆健康医療情報誌の発行

健康医療都市ひらかたコンソーシアムや構成団体の取組を紹介するとともに、幅広い健康・医療情報を掲載するフリーペーパーを年に2回発行し、「健康医療都市ひらかた」の取組を市内外に発信します。

◆特定健康診査のPR

受診勧奨のため、市役所など公共施設に横断幕やのぼりを掲げ、公用車に啓発ステッカーを貼付するとともに、定期的にFMひらかたで健康に関する番組を放送します。

◆保健衛生推進のPR

保健衛生事業推進のため、FMひらかたを通して市民の暮らしや健康に役立つ様々な情報を発信するとともに、放送内容をホームページに掲載することで市民に広く周知を行います。

＜平成 27 年度＞

福祉部の運営方針

福祉総務課
生活福祉室
障害福祉室
高齢社会室

福祉指導監査課
臨時福祉給付金課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 障害者福祉に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関すること。
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) 福祉関連法人の指導監査等に関すること。
- (7) 臨時福祉給付金に関すること。
- (8) 生活困窮者自立支援に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	170 名
再任用職員	5 名
任期付職員	15 名
非常勤職員	45 名
合計	235 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

少子高齢化が急速に進展し、本市においても昨年度末には高齢化率が 25%に達しました。

社会保障制度を持続可能なものとするために様々な改革が進められている中であって、健康・福祉推進都市宣言にあるように「老いも若きも障害のある人もない人も すべての市民が人として尊ばれ 住みなれたまちで安心して健やかに暮らせる」地域社会を構築し、市民の福祉の増進を図るため、平成 27 年 3 月に策定した「枚方市地域福祉計画（第 3 期）」、「枚方市障害福祉計画（第 4 期）」、「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 6 期）」などにに基づき、施策や事業を着実に進めます。



I 重点施策・事業

◆地域福祉の推進

住民が安心して暮らすことができ、住み続けたいまちと sentir られる地域づくりを目指し、多様化、複雑化する生活課題を抱える人々への支援体制の充実や、不足する地域福祉活動の担い手の育成支援などに取り組みます。

◆生活困窮者の自立支援対策

生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業を実施します。

また、生活保護受給世帯を含む生活困窮者を対象に、市役所内に設置したハローワークの常設窓口と連携し、よりきめ細かな就労支援を実施します。



◆成年後見制度利用支援事業の拡充

認知症高齢者及び障害者等が必要に応じ成年後見申し立てを円滑に行えるよう、制度の説明や制度利用について引き続き支援するとともに、市長の審判請求が必要で、後見人等への報酬を負担することが困難である場合、これを助成し権利擁護を図ります。

◆障害者差別解消の推進

平成 23 年の障害者基本法改正により、障害者差別の禁止が明文化されるなど、差別の解消と地域移行の取り組みが進められています。さらに、障害を理由とする差別解消の推進については、平成 28 年度からの障害者差別解消法の施行により、雇用、教育、医療、公共交通機関等、社会のあらゆる分野で不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が必要となります。国の基本方針に基づき、取り組みを進めます。

◆地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、高齢者本人のニーズに応じた住居のもとで、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、多様な関係機関の連携のもと、以下の取り組みを進めます。

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②地域ケア会議の推進
- ③認知症支援策の推進
- ④介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進



また、安否確認や急病等で支援を要する人を早期に発見できるよう「高齢者見守り110番」や「徘徊高齢者 SOS ネットワーク」など地域での支援の強化を図ることで、ひとり暮らしや認知症高齢者の人が安心して暮らせる仕組みづくりをさらに進めます。

◆高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の機能強化

高齢者の抱える課題は、年々多様化・複雑化しています。これらに対応すべく、センターの運営体制強化や職員のスキルアップなど総合的な相談・調整機能強化に取り組みます。

◆介護予防事業の推進

高齢者が介護予防や健康づくりへの意識の高揚と継続的な取り組みができるよう、身近な場所で開催する介護予防教室等をさらに充実するとともに、要介護状態等の軽減や重度化防止を一層推進するため、リハビリテーション専門職等による「自立支援」に資する取り組みを実施します。また、地域の介護力を高めるため、「ひらかた生き生きマイレージ事業（介護予防ポイント事業）」を充実します。

◆地域密着型特別養護老人ホームの整備

「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第6期）」に基づき、今後3年間に5か所の地域密着型特別養護老人ホームの整備に向け取り組みを進めます。

◆指導監督業務の適正な執行

障害者、高齢者、児童等の福祉制度においては様々な改正が進められています。利用者が安心してサービスを楽しむことができるよう、指導監督業務を通じ、福祉施設等が適正な管理・運営体制を確保することで、福祉サービスの質の向上を図ります。

◆臨時福祉給付金の円滑な支給

消費税率 10%増税が延期されたことに伴い、生活必需品への軽減対策等も延期となったことから、平成 27 年 10 月分から平成 28 年 9 月分の増税分の影響緩和策として、今年度も臨時福祉給付金の支給が実施されます。制度について市民への周知に努め、円滑に支給事務を進めます。

Ⅱ 行政改革・業務改善

＜行政改革実施プラン（前期）の改革課題＞

改革課題	取り組み内容・目標
12. 地域防災体制の強化	災害時要援護者支援事業について、今後も地域住民への周知とともに更なる取り組みの強化を行う。
25. 生活保護制度の適正な運用	引き続き、ケースワーカーの適正配置と育成に努め、実施体制の充実を図るとともに、不正受給の防止や電子レセプトを活用した医療扶助の適正化などに取り組む。
44. 総合福祉センターについて、耐震工事及びリニューアル工事を実施したうえで、平成27年度中の有料化をめざす。	平成27年2月に耐震工事及びリニューアル工事を完了し、同年4月から施設の有料化を開始した。



リニューアル後の総合福祉センター

＜改革・改善サイクルに係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
難病患者等の地域生活支援事業	平成27年1月の難病法施行に合わせ、見舞金制度の対象疾病を拡大した。また、支給対象については、新たに医療費の負担が生じることとなった市民税非課税世帯に限定して実施。本制度は、医療費助成制度の経過措置期間を踏まえ、3年後に廃止する。
高齢者鍼灸マッサージ事業	平成26年度から施術時間や助成額などの事業内容の見直しを行った。利用者数や利用回数などについて検証を行った上で、今後のあり方について検討を行う。
生きがいと健康づくり推進事業(生きがい創造学園)	高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、地域における様々な社会資源を活用しサービスを提供している。公平性の観点を踏まえたうえで、より大きな効果が得られるよう事業内容について検討を進める。

＜業務改善のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
満足度の高い窓口対応	窓口アンケートの実施や窓口マニュアルの活用による研修を通じて市民満足度の向上に努める。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆一般会計では、市の予算額約 1266 億円のうち福祉部の予算額は、約 285.5 億円（約 22.6%）です。
- ◆障害児の通所サービス関係費を増額する一方、総合福祉センターのリニューアル工事が完了したことから工事費を減額したほか、臨時福祉給付金の支給額の変更及び生活保護の医療扶助の適正化等により、対前年度費約 10.8 億円（3.6%）の減額となっています。
- ◆介護保険特別会計では、今年度から3年間の第6期計画期間中の給付費等を的確に見込み、十分に精査を行ったうえで、予算額約 278.4 億円を計上しています。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆各業務の繁閑に応じて効率的・流動的な組織運営を工夫します。
- ◆人材育成については、特定の知識や経験が求められる業務を中心に職場内研修に取り組むほか、専門研修へ職員を派遣し、知識の習得や技術の向上を図ります。
- ◆職場の課題や懸案事項等は、職場会議や朝礼等を通じて全職員が共有し、その解決等に向けて組織的に取り組みます。
- ◆災害時の緊急対応については、初期応急対策等の課題を検証し、災害対応体制の見直しを図ります。

Ⅴ 広報・情報発信

＜ホームページ・情報発信の充実＞

- ◆広報ひらかた、市のホームページ、エフエムひらかた、CATV 及びリーフレット等様々な媒体を活用した情報発信を行います。
- ◆ホームページの特性を生かし、分かり易くタイムリーな情報を発信します。
- ◆臨時福祉給付金など期間や期限が定められた業務については、迅速かつ繰り返し情報を発信することにより、申請率の向上を図ります。
- ◆地域福祉の情報発信の拠点となる高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）との情報共有を進めます。

＜平成 27 年度＞

子ども青少年部の運営方針

子ども青少年課
放課後児童課
子育て支援室
家庭児童相談所

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 青少年の健全育成に関すること。
- (2) 留守家庭児童会室に関すること。
- (3) 保育の利用に関すること。
- (4) 子どもの育成及び子育て支援に関すること。
- (5) 児童家庭相談に関すること。
- (6) 児童虐待の防止に関すること。

＜部の職員数＞H27年4月1日現在

正職員	324 名
再任用職員	9 名
任期付職員	279 名
非常勤職員	120 名
合計	732 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」が始まる中で、本年 3 月に策定しました「枚方市子ども・子育て支援事業計画」（以下「新計画」という。）に基づき、一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現をめざします。



地域子育て支援拠点「すこやか広場・きょうぶん」

保育所園等(未就学児への支援)においては、新計画に基づき、今後の保育需要に対応するため、幼保連携型認定こども園や小規模保育事業を 4 月から開始するなど、様々な手法による定員増の取り組みを推進するとともに、保育に係る質の改善や地域子育て支援の拡大を図ります。また、公立保育所・児童発達支援センターのリニューアルに向けた取り組みを着実に進めます。

留守家庭児童会室（就学児への支援）では、新制度の施行にあわせ、平成 27 年 4 月から三季休業時（春・夏・冬休み）等の開室時間を拡大します。また、今後、小学校就学児童全体を対象とするために必要な施設整備を計画的に進めるとともに、職員の専門性の向上を図ります。

また、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、子育て・生活支援や 就業支援、経済支援など、さらにきめ細かい支援を計画的に実施するため、「第 3 次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

さらに、ひきこもり等の子ども・若者を支援するため、支援体制の強化に取り組むとともに、家庭児童相談所機能の充実を図り、児童虐待防止に向け、様々な取り組みを進めます。

I 重点施策・事業

◆待機児童対策の推進

年度当初の待機児童ゼロに向け、認可保育所の増改築や、閉園した樟葉南幼稚園及び桜丘幼稚園の有効活用による私立保育園の分園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業・公立保育所の民営化などによる定員増の取り組みを進めます。

また、保育士不足に伴う人材確保を図るため、保育士資格取得支援制度を整備します。

◆公立保育所の民営化

「公立保育所民営化計画（中期計画）」に基づき、平成27年4月に中宮及び北牧野保育所の民営化を実施したことに伴い、両保育所の定員増に向けた増改築の取り組みを進めます。

◆市立枚方保育所及び香里団地保育所のリニューアル整備

保育需要見込み量の多い南部地域の更なる対応を図るため、枚方保育所の建替えに向けた設計業務を、また定員規模に応じた保育環境の充実を図るため、香里団地保育所の大規模改修を、それぞれ進めます。

◆児童発達支援センターの整備

平成27年3月に策定した「（仮称）枚方市立児童発達支援センター整備計画」に基づき、本市の児童発達支援センターである幼児療育園とすぎの木園の両施設の機能を有する新たな同センターの整備に向けた設計業務に着手します。

◆留守家庭児童会室事業

仕事と子育ての両立支援に資するため、平成27年4月から三季休業時（春・夏・冬休み）等の開室時間を拡大するとともに、平成29年度から小学5年生まで、平成30年度から小学6年生までと段階的に入室対象学年を拡大するため、必要な施設整備を進め、職員の専門性の向上を図ります。あわせて、閉園した殿山第二幼稚園及び津田幼稚園を、平成28年度から留守家庭児童会室として有効活用するための取り組みを進めます。

◆親子支援プログラムの推進・拡充

児童虐待の予防・防止を図るため、引き続き、子どもへの適切な関わり方について学ぶ、親向け支援プログラムや、子どもの感情コントロール等を育む、子ども向け支援プログラムを実施するとともに、職員のファシリテーター養成にも取り組みます。

◆第3次ひとり親家庭等自立促進計画の策定

ひとり親家庭等を取り巻く環境が、依然として厳しい状況にある中、「第2次ひとり親家庭等自立促進計画」の計画期間が、平成27年度で終了します。これまでの取り組みを検証するとともに、その評価を反映しつつ、多様なニーズに応じたさらなる支援を計画的に展開するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、平成28年度からを計画期間とする「第3次ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

◆子ども・若者育成事業の推進

ひきこもり等の子ども・若者に切れ目のない支援を総合的に推進するため、地域支援ネットワークのさらなる連携強化に取り組むとともに、社会全体のひきこもり等への理解を促すため、周知・啓発事業にも積極的に取り組みます。



万城目学氏と子ども・若者とのトークセッション

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
10. 困難を抱える子ども・若者を支えるネットワークづくり	「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」の連携を更に深め、より実効性のある総合的な支援を進める。

19③.閉園幼稚園 施設の活用	施設整備等の準備を進め、保育園分園(樟葉南・桜丘)は実施計画に基づき平成27年10月の開園を、留守家庭児童会室(殿山第二・津田)は、平成28年4月の開室をめざす。
33.技能労務職員 等の配置基準の見直し	技能労務職員等が従事する業務について、行政の役割と責任やセーフティネットの確保等の視点から整理し、それを踏まえた今後の方向性について、基本的な考え方を示す。
38.保育所等の民営化	宮之阪保育所(平成26年4月) ※平成27年4月:30人定員増 中宮保育所(平成27年4月) 北牧野保育所(//) ※平成28年4月:各30人定員増予定
47.保育所・留守家庭児童会室保育料の収入対策	債権回収課との連携、口座振替の勧奨、コンビニ収納の導入などにより徴収率の向上を図る

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
地域子育て支援拠点事業	効果的で満足度の高い講座・講習等、魅力的な事業展開を図ることで利用者のさらなる増加をめざす。

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
共有ドライブやグループウェアを活用した情報の共有	グループウェアのスケジュール管理を活用し、効率的な情報の共有化を図る。
保育サービスの相談・受付スペースの充実	より丁寧かつ落ち着いた相談・受付体制を構築するため、来庁者環境の充実を図る。(カウンター増設・キッズコーナー設置等)

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆平成27年4月から中宮・北牧野保育所民営化により単年度で約1億5660万円(約87万円×90人×2か所:平成25年度決算ベース)の経費削減を実現しました。
- ◆私立保育園の増改築や幼保連携型認定こども園の増築を促進するため、国の待機児童解消加速化プランの採択を受け、「安心子ども基金特別対策事業補助金」を活用し、約10億8800万円の財源を確保します。(補助率:国2/3、市1/12、事業者1/4)
- ◆市立枚方保育所の建替えを行うにあたり、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用し、財源を確保します。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆職員全員が部の運営方針に基づく組織目標の共有化を図るとともに、各職場において課題解決に向けた取り組みを進めます。
- ◆業務改善制度に基づき、各職場での取り組みテーマを設定し、効率的・効果的な事務執行を行うなかで、職員の意識改革や人材育成を図っていきます。
- ◆子育て支援の要となる保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業や児童発達支援センター、留守家庭児童会室などにおける保育・療育業務、また、高い保育需要下にあるその児童福祉施設の受付業務、さらには、複雑多様化する児童家庭相談、ひきこもり等相談、ひとり親家庭相談などの相談業務、それぞれに的確かつ適切に対応できるよう、独自研修を重ねるとともに、あらゆる研修機会を捉え、職員の専門性の向上を図ります。

V 広報・情報発信

- ◆公私立保育所（園）や認定こども園に設置している掲示板等を活用し、各施設で取り組んでいる地域子育て支援行事のチラシ等を掲示し、情報発信の充実を図ります。
- ◆母子・父子・寡婦福祉資金がひとり親家庭等の支援の必要な方に有効に活用されるよう、広報・ホームページ、ちらしの配布等制度の周知を行います。

＜平成 27 年度＞

環境保全部の運営方針

環境総務課
環境衛生課
環境公害課
淀川衛生事業所
産業廃棄物指導課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 地球温暖化防止対策に関すること。
- (2) 環境影響評価に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 市立火葬場（やすらぎの杜）に関すること。
- (5) 公害の防止及び規制、監視、指導等に関すること。
- (6) し尿の収集及び処理に関すること。
- (7) 産業廃棄物の適正処理に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	71 名
再任用職員	8 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	1 名
合計	80 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

環境保全部では、「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民、事業者等と連携・協力し、市民の身近な生活環境から地球環境の保全に至るまで、幅広い施策を実施します。

平成 27 年度は、引き続き、環境影響評価制度の見直しを進めるとともに、空家等の適正管理や、淀川衛生工場の「希釈放流方式」への移行に向けた取り組みを進めます。また、地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーの利用拡大や、省エネルギー・省 CO₂ 活動を促進する施策を継続するとともに、産業廃棄物対策や公害防止対策に関する監視・指導等を着実に執行することで、枚方市民が誇りに思える住み良い環境づくりを進めます。

I 重点施策・事業

◆環境影響評価制度の見直し

市環境影響評価条例の制定後 20 年が経過する中、環境関連制度の整備や事業者による率先した環境配慮等、この間の社会状況の変化に対応するため、昨年度に実施した対象事業の規模要件の見直しに続き、対象事業や手続きの見直しを行います。

◆空家等の適正管理に向けた取り組み

新たに制定された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な管理が行われず、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空家等に対し、関係部署と連携し、適正に対応するとともに、国の基本指針等を踏まえ、本市の実情に合わせた取り組みを行います。

◆淀川衛生工場し尿処理施設改造事業

公共下水道普及に伴うし尿等の処理量減少への対応として、平成 29 年度の「希釈放流方式」への移行に向けた施設改造工事に係る実施設計を行います。さらに、業務棟の解体等の工事に係る実施設計を行い、業務の集約に向けて取り組みます。また、引き続き、汲み取りから公共下水道への接続促進についての啓発を行います。



「淀川衛生工場」

◆地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画に基づき、市民・事業者・行政の各主体による再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー・省 CO₂ 活動を推進するとともに、環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた情報発信、啓発活動等を継続します。

◆監視・指導体制の充実と権限移譲の取り組み

野焼きや不法投棄等の産業廃棄物の不適正処理は、生活環境を脅かす悪質な行為であることから、その発生を未然に防止するため、監視・指導体制の充実に努めます。

さらに、組織的・広域的な不適正処理にも迅速に対応できるよう、府や近隣の政令市等と情報交換に努めます。

また、深夜営業等の制限に係る規制や PRTR 法等に関する事務について、平成 28 年度の権限移譲に向けた準備を進めます。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
26. し尿処理業務の効率化	し尿等の処理量減少に伴う処理の効率化のため、希釈放流方式に変更する施設改造工事の実施設計を行うとともに淀川衛生事業所の機能集約を行う。 また、処理方式を変更するまでの間、優先度を見極めた効率的な維持管理を行う。
29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議における中期的な「経営プラン」の策定に向け、協議を行い、その作成を支援する。

改革課題	取り組み内容・目標
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	技能労務職員等が従事する業務について、行政の役割と責任やセーフティネットの確保等の視点から整理し、それを踏まえた今後の方向性について、基本的な考え方を示す。

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
環境教育推進事業	事業者が独自に実施している環境学習会等の取り組みを、市が実施する環境教育プログラムに、コーディネートすることで、事業のスリム化と環境教育メニューの充実を図る。
枚方市規格葬儀事業	葬儀に対する市民の意識の変化を把握し、ニーズや社会状況の変化に合わせ、オプションの内容等について、適宜、見直しを行う。

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
職員提案制度への積極的な参加	職員の気づきにより、事業の効率化等の施策につながる提案ができるよう、職員提案制度に組織的に取り組む。
知識・技術継承のための取り組み	より効率的、効果的な業務の体制づくりのため、新たな業務マニュアルの作成等に取り組むとともに、既存の業務マニュアルの最適化に努める。
危機管理体制の充実	災害対応マニュアルや危機管理マニュアルの改定を進め、災害対応力の向上を図る。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆大型太陽光発電設備「枚方ソラパ」の売電収益として、平成 27 年度は、1100 万円程度を見込んでいます。
- ◆市施設への太陽光発電設備のさらなる設置に向け、国・府の補助金の動向を注視し、その活用をめざします。



「枚方ソラパ」

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆定期的に部内会議を行い、組織目標の達成に向けた情報共有とスケジュール管理を行うことで、より効率的、効果的な事務執行を行います。
- ◆関係事務に係る各種研修会に積極的に参加し、共有化するとともに、部内横断的な取り組みを行うための勉強会等を行うことにより、職員の知識や技術等の維持・継承と業務執行能力の向上を図ります。
- ◆日常業務における教育訓練にとどまらず、朝礼やミーティングの場も活用し、互いに学ぶ合う職場風土を築くとともに、自ら考え、行動できる自律型職員の育成に努めます。
- ◆公用車の運転について、継続的な研修を実施し、事故防止とエコドライブを定着させます。

Ⅴ 広報・情報発信

- ◆大型太陽光発電設備「枚方ソラパ」を活用した情報発信として、引き続き、市ホームページにおける発電状況の周知や一般見学会を開催するとともに、小学生等の見学の受け入れなどを行います。

- ◆サブリ村野の「環境情報コーナー」のさらなる充実を図るため、子どもたちが夏休みの自由研究に活用できるよう、夏休み期間における開館時間の延長の他、展示や講座をより拡充します。また、引き続き、NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議と連携・協力し、省エネナビの貸し出しやエコドライブシミュレーターの活用等により、省 CO2 活動や市の環境保全活動を効果的に PR します。



「環境情報コーナー」

- ◆市内事業者 115 社が会員となっている地球温暖化対策協議会の会員事業者とともに、セミナーやイベントを開催し、地球温暖化対策を推進します。
- ◆自然観察会や講演会等の市民参加型のイベントや「ひらかたクリーンリバー」、「ひらかたキャンドルのタベ」などの市民等と連携によるイベントを通して、環境保全の効果的な啓発を行います。

＜平成 27 年度＞

環境事業部の運営方針

減量総務課
穂谷川清掃工場
東部清掃工場
減量業務室

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) ごみの処理に関すること。
- (2) ごみの減量及び資源化に関すること。
- (3) 不法投棄等の廃棄物の不適正処理対策に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	224 名
再任用職員	24 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	2 名
合計	250 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

環境事業部では、循環型社会の形成をめざし、安全で安定的なごみの収集・処理体制を確保することを基本に、ごみの減量・資源化に関する施策・事業を推進します。

平成 27 年度は、ごみの適正処理や減量・資源化に関する施策などの基本的事項を定めた一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しを行うとともに、新ごみ処理施設の整備に向けて、施設整備基本計画を策定します。また、ごみの収集開始時間を早めることにより収集エリアの均衡化を図るとともに、ごみの発生抑制を最優先とした 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の普及啓発を推進します。



東部清掃工場



穂谷川清掃工場

I 重点施策・事業

◆一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定

ごみの減量・資源化の推進により、新たなごみ処理施設が適正な規模となるように減量目標を定めるため、平成 21 年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を見直し、安全で安定的なごみの収集・処理体制を引き続き確保します。

◆新ごみ処理施設整備基本計画等の策定及びごみ処理広域化手続きの推進

昨年度策定したごみ処理施設整備基本構想を踏まえ、新たなごみ処理施設の規模、処理方法等の基本的事項を施設整備基本計画として策定します。京田辺市とのごみ処理広域化についても協議会を設置するなど事務手続きを進めます。

◆氷室地域等住み良い環境整備基金を活用した地域への支援の推進

近年、東部地域とりわけ氷室地域において土砂災害が多発していることを踏まえ、氷室地域等住み良い環境整備基金を活用し、災害対策活動拠点機能を備えた尊延寺区新自治会館の建設に向けた支援を進めます。

◆粗大ごみインターネット受付システムのPR

粗大ごみのインターネット申込みのPRを拡充し、積極的な活用を促進するとともに、新たにインターネット予約申込み者を対象に、ごみに関する情報をメールマガジンで発信し、市民サービスの向上を図ります。

◆小型家電リサイクルの推進

小型家電リサイクル法に基づき、ごみの適正処理や資源の有効利用の確保を図るため、小型家電リサイクルの本格実施に向けた体制等を検討するため、市独自の試行を行います。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
9. アダプトプログラム等の推進	地域の美化活動をボランティアで行うアダプトプログラムについて市内6大学にPRするなど、幅広い世代への普及を進める。
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	技能労務職員等が従事する業務について、行政の役割と責任やセーフティネットの確保等の視点から整理し、それを踏まえた今後の方向性について、基本的な考え方を示す。
45. ごみ処理手数料の見直し	一般家庭ごみの有料化について、先進事例の調査や研究に取り組む。

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
塵芥収集業務	自然災害発生時等において、迅速に対応し、市民への影響を最小限に抑えるためのセーフティネットを確立するとともに、より効果的かつ効率的な収集体制について検討を行う。

穂谷川清掃工場 施設運営業務 (工事)	動物焼却炉の延命化等を図るために、「①適正焼却量・運転方法のマニュアル更新」「②動物遺骸と副葬品の分別(副葬品の別焼却)の徹底」「③冷凍庫の活用による焼却量の平準化」を行う。
---------------------------	---

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
行政財産（ごみ集積場）の適正管理	所管するすべてのごみ集積場の利活用状況を踏まえ、払い下げ等を含めた有効活用を行う。
市民サービスの向上	就業時間帯を見直し、午前と午後の収集エリアの均衡化を行い、収集エリアを入替するなど、市民サービスの充実を図る。
公用車の事故防止	交通安全講習会を開催するとともに、安全運転・安全作業マニュアル研修やKYT（危険予知訓練）研修の充実を図る。
中学校の環境学習の充実	環境学習プログラムに取り組む中学校区をスマートライフ推進校区に指定し、環境学習の小中学校一貫の学習体系を進める。
ごみ収集車へのラッピング広告	ごみ収集車の車体への有料ラッピング広告を事業者から募集し、掲載する。
ふれあいサポート 収集の拡充	家屋の粗大ごみを所定の場所まで持ち出すサービスについて、更なる対象者拡充を図る。

Ⅲ 予算編成・執行

【経費の削減】

- ◆溶融スラグを土木資材等に活用することにより、焼却灰等の最終処分（大阪湾広域廃棄物埋立処分場への埋立処分）に係る経費を削減します。

【財源の確保】

- ◆ごみ焼却による熱を利用して発電した余剰電力を競争入札により売電し、財源の確保に努めます。
- ◆穂谷川清掃工場内に寄附金付き自動販売機を3台設置し、新たな財源確保を行います。

【財源の活用】

- ◆スマートライフ推進基金を活用し、家庭から排出される生ごみの計量を行い、見える化により減量を意識づける「計量ダイエット」のモニター事業を実施します。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆環境事業部では、ごみの収集・処理やごみの減量・リサイクルに関する取り組みを部全体で行っていることから、定期的に部内で目標や課題等の共有化を図ることにより、効率的な組織運営を行います。
- ◆現場での業務経験の蓄積や継承に必要な技術・知識の向上をめざし、OJTの充実を図るとともに、適材適所の職員配置を行い、組織の機動力を最大限引き出すための組織体制を構築します。
- ◆公用車の事故防止に向けて、無事故・無違反チャレンジコンテストに参加するとともに、交通安全講習会の開催や安全運転・安全作業マニュアル研修などを充実させ、職員の意識の向上を図ります。

- ◆部内の各課で連携することが難しい問題について、部内の職員で構成する「カイゼンプロジェクト」で検討・提案等を行うなど、組織の活性化と職員のスキルアップを図ります。

Ⅴ 広報・情報発信

◆ひらかた夢工房における情報発信

ひらかた夢工房で、講習会や教室等のイベントを積極的に開催し、市民ボランティアによる活動を通じて、ごみ減量やリサイクルに関する情報を広く市民に発信します。



ひらかた夢工房

◆啓発キャンペーン等の実施

校区コミュニティ協議会や廃棄物減量等推進員と連携し、駅前や街頭でのスマートライフキャンペーンを実施するとともに、地域学習会や小・中学校等における環境学習の開催など、様々な活動を通じて、一人でも多くの市民に情報発信を行います。

◆イベント等の開催

ごみ減量フェアやごみ減量講演会を開催するとともに、穂谷川清掃工場や東部清掃工場の施設見学を実施するなど、イベント等による啓発活動を行います。

◆様々な情報伝達媒体の活用

広報ひらかたや市ホームページ、ケーブルテレビ、FM ひらかたなどに加え、ツイッターなどの新たな情報伝達媒体を活用し、タイムリーな情報を適切な形で情報発信します。また、環境事業部制作のオリジナル啓発ソングを活用し、市民に身近でわかりやすい、ごみ減量のPRを展開します。

＜平成 27 年度＞

都市整備部の運営方針

都市計画課
都市整備推進室
連続立体交差課
開発指導室開発調整課
開発指導室開発審査課
開発指導室建築安全課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 都市政策に関すること。
- (2) 市街地整備に関すること。
- (3) 都市景観に関すること。
- (4) 京阪本線連続立体交差事業に関すること。
- (5) 開発事業等に係る協議及び指導に関すること。
- (6) 開発許可及び建築確認の審査に関すること。
- (7) 建築物の維持管理、防災等の指導に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	80 名
再任用職員	4 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	5 名
合計	89 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

都市整備部では、市民が安心・安全で快適に暮らすことができるまちの実現に向け、まちづくりの計画・規制・誘導を行うとともに都市基盤の整備を進めます。同時に少子高齢化の進行や人口減少などの社会構造の変化に対応し、次世代に継承できる活力と魅力のあるまちづくりの計画に取り組みます。

平成 27 年度は、引き続き鉄道施設や民間建築物の耐震化を促進します。都市基盤整備の推進では、京阪本線連続立体交差事業の事業用地の取得を着実に進めます。新たなまちづくりの計画では、都市計画マスタープラン（MP）の改定と立地適正化計画の作成に取り組むとともに、枚方市駅周辺再整備ビジョンの具体化を進めます。また、開発行為や建築行為などを規制・誘導するとともに景観形成にも取り組みます。

I 重点施策・事業

◆都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の作成

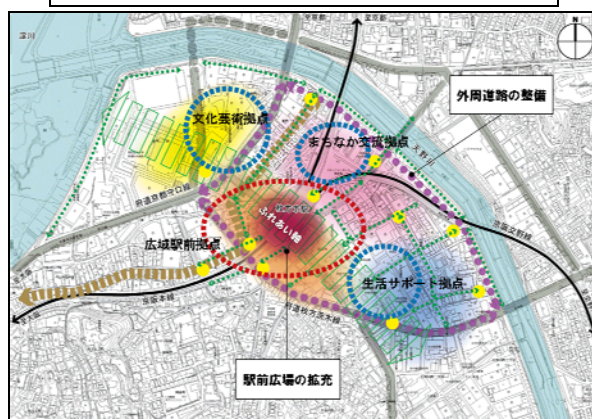
立地適正化計画は人口減少時代に対応するため、都市全体を見通した上で、都市機能を増進

する生活利便施設の立地の適正化が図られるように都市機能誘導施設や施策を定めるもので、関連する他の行政計画と整合を図りながら、上位計画となる都市計画 MP の改定とあわせ、平成 28 年度に作成します。

◆枚方市駅周辺再整備ビジョンの推進

本ビジョンの具体化を図るため、昨年度に引き続き地元権利者の合意形成に向けた支援等を行いながら、本ビジョンに示す広域駅前拠点、まちなか交流拠点、生活サポート拠点の土地利用や事業手法等の検討、及び歩行者動線の整備や外周道路の整備、市駅北口・南口駅前広場の拡充など交通環境の改善に係る検討を行い、将来的な方向性の取りまとめを行います。

枚方市駅周辺再整備ビジョンのイメージ



◆景観計画及び屋外広告物の取り組み

地域の特性を活かした魅力ある景観づくりをめざし、景観計画や、景観条例に基づく規制・誘導を行うとともに、市民・事業者への周知、啓発に取り組みます。

また、良好な景観形成をめざして、市域の屋外広告物の状況を踏まえて、市独自の屋外広告物の規制・誘導基準の見直しを行います。

旧枚方宿地区のまちなみ



◆住宅・建築物耐震化の促進

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅・建築物の所有者を対象とし、耐震化に要する費用の一部を補助するとともに、平成 25 年度から 3 ヶ年計画で行ってきた、啓発文書の発送を行い、耐震化の促進に取り組みます。

また、枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画の計画期間（平成 20 年度～平成 27 年度）の満了に伴い、補助制度の見直しなど、次期計画の策定準備を行います。

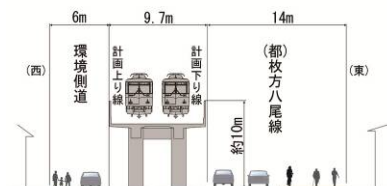
◆京阪本線連続立体交差事業

枚方公園駅付近から香里園駅付近(寝屋川市)までの延長約 5.5 キロメートル（うち枚方市域約 3.4 キロメートル）の鉄道高架について、平成 40 年度完成に向け、事業用地の取得を平成 30 年度末に完了できるよう、専門的ノウハウを有する民間機関も活用しながら取り組みを進めます。

主なスケジュール

平成 25 年度 事業認可、地元説明会
平成 25 年度～ 測量業務、用地取得
平成 31 年度～ 鉄道高架工事
平成 40 年度 事業完了

標準断面図



II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
14. 市域全体の建築物の耐震性向上（民間建築物の耐震化を促進）	補助制度の周知に努めるとともに、大阪府と連携しながら、住宅・建築物の耐震化率 9 割をめざす。
39. 業務委託の拡大	京阪本線連続立体交差事業における用地取得業務の一部を外部委託化する。

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
第二京阪沿道まちづくり関係事務	平成 26 年度に行った、国の委託業務である、緑地環境実証調査の成果を活用し、まちづくり協議会と連携しながら都市近郊農地の施策を検討していく。
都市計画課運営事務	所管用地の用地管理に係わる草刈り業務について、類似事業所管課と調整し効率化を図る。

＜業務改善のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
連続立体交差事業の説明内容の統一	用地取得に係る市民等への説明は職員、民間委託業者双方が行うため、職員と民間委託業者間で説明内容を統一するなど、知識、情報の共有化を図る。
担当事務の組織横断	窓口業務などのルーチンワークのうち、グループ間連携が必要なものについて、定期的に担当を入れ替えることで、業務内容や進捗管理の共有化を図る。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆京阪枚方市駅や鉄道施設の耐震補強事業の今年度の完了に向け、国、府と協調し鉄道事業者に補助金の交付を行います。（予算額 1 億 1833 万円）
- ◆都市計画 MP の改定及び立地適正化計画の作成に向けた検討を行うため、資料作成等の業務の一部を外部委託します。（予算額 4000 万円：平成 26～平成 28 年度債務負担行為）
- ◆京阪本線連続立体交差事業の用地取得を迅速かつ円滑に進めるため、平成 27 年度の用地取得業務を平成 26 年度に引き続き外部委託により進めます。（予算額 3 億 6500 万円）

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆昨年度に引き続き、部に新たに配属された職員を対象とする研修を行い、部の業務内容の理解、職員の資質向上に努めます。
- ◆立地適正化計画の作成においては、広域的な連携が必要であるとともに、新たに作成する計画であることから、国、府及び関係団体が行う研修会等に積極的に参加し、情報収集や職員の意識啓発に努めます。

- ◆京阪本線連続立体交差事業については、関係者に対し職員・民間委託業者双方が満足度の高い説明、対応ができるよう、双方が連携しながらそれぞれの職員の資質向上を図るとともに、取り組みの進捗管理の徹底に努めます。
- ◆住宅施策等に関し、国・府・公社・UR等、様々な関係機関との連携が必要であるため、定期的に会議を開催し、情報の共有化や意見調整を図るなど、効果的・効率的な業務執行を行います。
- ◆開発指導、建築指導行政及び市街地開発事業に係わる各種協議会や講習会に積極的に参加し、担当職員の資質向上に努めます。

- ◆災害時において二次災害を防止するため、建築物や宅地の安全確認を行う危険度判定士や被災建築物応急危険度判定コーディネーターの資格取得者の増員を行います。

V 広報・情報発信

- ◆常に最新の情報となるようホームページの掲載内容の更新を行い、迅速かつわかりやすい情報発信に努めます。
また、以下の行政情報をホームページや広報ひらかたを活用しきめ細かく発信します。
 - ・住まいに関する国・府の給付金制度や相談窓口の設置状況
 - ・枚方宿地区まちづくり協議会主催の活動やイベント
 - ・住宅・建築物の耐震化促進などの部の重点施策や、防火・避難に係る立入り調査の取り組み
 - ・都市計画に係わる説明会等の周知や変更内容
- ◆屋外広告物の新たな規制・誘導基準の見直しを進めるにあたり、関連団体等へ広く周知すると共に普及啓発に努めます。

＜平成 27 年度＞

土木部の運営方針

土木総務課	里山みどり課
道路管理課	公園課
道路補修課	交通対策課
道路整備課	用地課

■基本情報■

＜担当事務＞

- (1) 道路及び交通に関すること。
- (2) 公園及び緑化に関すること。
- (3) 河川に関すること。
- (4) 里山の保全及び振興に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	123 名
再任用職員	8 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	1 名
合計	132 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く。

■基本方針■

土木部では、だれもが安全で安心して暮らすことができるまちをめざし、道路や公園、河川などの都市基盤整備を行うとともに、自転車の安全利用をはじめとする交通安全の啓発や、快適な生活空間を創造するためにみどりの保全や緑化の推進に取り組みます。

また、事業の実施にあたっては、その効果や緊急性などの優先度に、中長期的な視点も加え選択と集中を行うとともに、国の社会資本整備総合交付金などを最大限に活用しながら進めます。

平成 27 年度は、「集約型都市構造」(※)の実現に向け、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ計画的な交通政策に取り組みます。

引き続き、安全で快適な交通体系の軸となる枚方藤阪線の計画的な整備、防災機能を兼ね備えた東部公園の第 2 期整備区域の造成工事を進め、安全で快適なまちづくりに取り組みます。

また、みどりの持つ多様な機能を広く周知し、その効果を発揮させるために、「緑の基本計画」の改定や里山の保全に取り組みます。

※「集約型都市構造」とは、少子・超高齢化社会に対応するため、都市構造を拡散型から集約型へ転換し、コンパクトなまちづくりを進めていくもの。



枚方藤阪線（天津橋工区）完成区間

I 重点施策・事業

◆都市基盤として安全・快適で活力を生む道路交通網の整備

広域交通ネットワークを構成する新名神高速道路や I.C.へのアクセス道路となる都市計画道路内里高野道線の整備促進にあたっては、市民にしっかりと情報発信を行うとともに引き続き、事業者に対し、周辺環境に十分配慮した道路として整備されるよう働きかけます。

また、淀川を渡河する新橋の整備については、対岸市と連携して認識を深めるとともに、早期整備に向けて国・府へ働きかけます。

本市の都市計画道路については、安全で円滑な交通体系を構築するため、本市道路ネットワ

ークの軸であり、第二京阪道路や枚方市駅へアクセスする牧野長尾線や枚方藤阪線、さらに避難路や緊急時の輸送経路の確保に繋がる御殿山小倉線や中振交野線の整備を計画的に進めます。

また、国、府、警察、本市が連携して取り組んでいる国道 307 号の渋滞対策については、それぞれの役割の中で、(仮称) 貢谷川沿い道路の整備に向け、取り組みます。

◆安全・安心な交通環境の創出

本市の将来都市像の実現を図る観点から、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ計画的な交通施策として、「枚方市総合交通計画」の策定に向け、取り組みます。



総合交通計画

通学路の安全対策としては、安全な歩行空間の確保を図るため、「通学路交通安全プログラム」に基づき、JR 学研都市線の交野踏切及び第一藤阪踏切の拡幅整備に取り組むとともに、中宮第 2 号線の改良整備を進めます。

安全で快適な自転車利用環境を創出するため、走行空間の拡大・自転車の交通マナー学習機会の充実・高齢者の事故抑制に取り組みます。

◆道路・公園等の効果的・効率的な維持管理

道路や公園などの機能や安全性を確保するため、これらの施設の異常や支障箇所の早期発見を目的に引き続きパトロールを行うなど、迅速な対応に努めます。

また、安全で快適な道路環境の保持及び効果的・効率的な施設の維持管理を図るため、主要道路リフレッシュ事業を継続的に進めるとともに、道路照明灯などの点検のほか、橋梁やトンネルについては、より精度を高めた点検を行います。

橋梁や公園の長寿命化計画に基づく、修繕や

耐震化、改築等の工事、また、近年頻発する集中豪雨などに対応するため、緊急体制の充実を図るとともに、道路排水施設等における排水機能の改善に引き続き取り組みます。

◆公園の整備と緑化推進や緑地保全によるみどり豊かな都市環境の創造

東部公園については、第 2 期の整備として緑地部分の整備を進めていきます。また、星ヶ丘公園は計画的に用地取得を行っており、今年度は、自然林部分を含めた区域拡張の整備も行い、市民へ憩いとやすらぎの場を創出します。

天満川緑道の北楠葉町地区においては、火災における延焼防止効果を高めることや一時避難地への避難経路を確保するため緑道の整備を進めていきます。

みどりの保全、創出、活用を総合的かつ計画的に進めるため、環境や社会状況の変化に対応した「緑の基本計画」を改定するとともに、「里山保全基本計画」については、関連諸計画と整合を図り、改定作業を進めます。

また、平成 26 年度に創設した「花と緑のまちづくり事業」については、市民への周知をさらに図り、地域における緑化活動、みどりによる良好な景観、拠点整備による地域のにぎわいの創出をめざします。

Ⅱ 行政改革・業務改善

＜行政改革実施プラン（前期）の改革課題＞

改革課題	取り組み内容・目標
9. アダプトプログラム等の推進	公園・道路・河川の日常的な維持管理についてアダプトを推進する。
27. 市内スポーツ施設の管理運営体制の一元化	スポーツ施設の管理運営の一元化に向け検討を進める。
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	市民からの通報や要望への迅速な対応などの行政の役割と責任やセーフティネットの確保等の視点から整理し、それを踏まえた今後の方向性について、基本的な考え方を示す。
37. 指定管理者制度の導入拡大	公園等の管理方法として、「市民の森」の指定管理者制度の導入に向けて、具体的に検討する。
41. 特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制 ②自動車駐車場特別会計	適切な施設保全と利用者増に繋がる施策を推進させます。

＜改革・改善サイクルに係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
里山保全事業	津田地区、穂谷地区の森づくり委員会やボランティア団体への活動の支援
駐車場案内システム維持管理業務	駐車場案内システムの廃止と案内板の撤去

＜業務改善のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
安全作業の徹底	「安全十則」「安全作業の手引」などにより、常時の安全確認と意識啓発を行う。
公用車の事故防止	運転中の安全確認はもとより、道路上での作業中の安全対策等も含めて、効果的な講習等について検討し、実施する。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆市域幹線ネットワークの強化を図るため都市計画道路の建設や、防災・安全対策として通学路の改良整備や主要道路リフレッシュ事業などに国の交付金等を最大限に活用し、効率的に取り組みます。

	維持管理	建設事業	計
平成 27 年度当初予算	10 億 1700 万円	18 億 1000 万円	28 億 2700 万円

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆道路・公園等の整備から維持管理まで一貫して所管する部として、各課間の連携を密にし、効果的・効率的に事務事業の執行を図ります。
- ◆災害時等のセーフティネットとして万全の対応が取れるよう、災害対応訓練などによる検証を繰り返し、充実した態勢を整えます。
- ◆新名神高速道路やその関連事業など、広域的な事業調整の増大に対応するため、大阪府との人材交流を積極的に行います。

- ◆部内報や部内研修の充実などを通じて、各課の事務事業の共有化を促進し、意識・知識・見識など職員力のさらなる向上に取り組み、自律型職員の育成を図ります。



ファミリー花壇コンテストの様子

V 広報・情報発信

- ◆新名神高速道路をはじめ、都市計画道路・公園等の整備は、本市のまちづくりや市民生活に与える影響も大きいことから、広報ひらかたやホームページなど適時・適切に周知が図れるよう情報発信します。
- ◆市民の皆様への周知や普及啓発などの情報を正確かつ効果的に発信するため、部内各課のホームページの充実など、情報発信の強化に努めます。特に公共工事に際しては、現場の仮囲いに計画平面図などを掲示し、市民の皆様にも事業への理解を深めます。
- ◆みどりに関する、様々な活動を市民の皆様を紹介するため、市民の各種環境関連イベントにおいて、里山保全に関する情報や保全活動団体の活動内容を示したパネル、「ひらかたGreen ワークショップだより」などを展示するとともに、里山保全に関する講座の実施やエフエムひらかたへの出演等を通じ、広く市民に情報を発信します。

- ◆みどりのシンポジウムの開催

全国緑化キャンペーンである「みどりの月間」期間中に開催している「枚方市緑化フェスティバル」の40周年記念事業として「みどりのシンポジウム」を行います。

基調講演、パネルディスカッションを実施し、市民にみどりが持つ多様な機能について理解を深めてもらうとともに、その中で得られた貴重な意見や情報などは「みどりの基本計画」に反映します。



道路の穴ぼこを発見したら、連絡を！！

＜平成 27 年度＞

公共施設部の運営方針

施設整備室
重点施設建設準備課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 市有建築物(教育機関に係る施設を含む。)の新設・改良等工事の計画・設計・施行に関すること。
- (2) 市有建築物の定期点検の調整に関すること。
- (3) 市有建築物の環境整備に関すること。
- (4) 公共施設等の整備に係る PFI 事業に関すること。
- (5) 新病院整備事業のうち、建設に係る進行管理及び総合調整に関すること。
- (6) 総合文化施設建設事業の実施及び調整に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	68 名
再任用職員	6 名
任期付職員	1 名
非常勤職員	- 名
合計	75 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

公共施設部は、市民の共有財産である公共施設としての品格性、快適性、機能性、安全・信頼性及び利用者満足度の向上に向けた効果的かつ効率的な建設、並びに維持保全の推進に取り組んでいます。

平成 27 年度は、新学校給食調理場や新消防本部庁舎などの整備を計画どおり進め完成を目指すとともに、総合文化施設や枚方保育所建替えなどの設計に着手します。

また、市有建築物の長寿命化を図るための維持保全を計画に沿って着実に進めるとともに、学校園からの様々な改修・修繕要請に対しては適切な処置を講じて教育環境の維持・向上に努めます。

I 重点施策・事業

◆市有建築物の計画的な保全

市有建築物を適正に維持保全するため、「市有建築物保全計画」に基づき、財政負担の平準化を図りつつ、計画的に改修・更新工事を進めます。

【平成 27 年度工事実施予定】

○小中学校以外の施設・・・44 施設

○小中学校・・・61 施設

◆総合文化施設の整備

文化芸術活動の新たな拠点となる総合文化施設について、平成 31 年度中の完成を目指し、プロポーザル（技術提案）により選定した設計事業者と連携し設計を進めます。

◆新消防本部庁舎整備事業

デジタル化消防救急無線や最新の消防情報システムを備えた新消防本部庁舎を、平成 27 年 7 月の供用開始に向け円滑に整備工事を進めます。

◆新学校給食共同調理場の整備

平成 28 年度の中学校給食の実施及び小学校給食共同調理場の老朽化に対応するため、11 月末の完成に向けて新学校給食共同調理場の整備工事を進めます。

◆公立保育所の建替え・リニューアルの実施

園児の増加が予想される保育需要に 대응するとともに、老朽化対応と保育環境の向上と充実を図るため、枚方保育所の建替えについて平成29年度末の完成を目指し設計を進めます。また、香里団地保育所のリニューアル工事を実施します。

◆新病院整備事業

平成26年9月の新病院開院に伴い、役割を終えた旧病院の解体工事を完了させた後、平成28年末のグランドオープンに向けて駐車場などの整備工事に着手します。

＜業務改善のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
市有建築物の計画的保全に係る効率的実施手法の構築	効率的・効果的な執行を図るため、先進事例等の調査・研究を進める。
公共工事の品質確保	設計図書で定める品質及び性能を施工の各段階で確認し、品質の確保及び向上を図る。
市有建築物データベースシステムの活用	竣工図面や工事履歴等のデータベースを活用し、改修工事等を効率・効果的に進める。

Ⅱ 行政改革・業務改善

＜行政改革実施プラン（前期）の改革課題＞

改革課題	取り組み内容・目標
20. 市有建築物の計画的な保全	財政負担の平準化を図りながら計画的に改修・更新工事を進める。 学校施設整備計画などを踏まえ、第2期実施計画（平成28年度から平成32年度）をまとめる。
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	技能労務職員等が従事する業務について、行政の役割と責任やセーフティネットの確保等の視点から整理し、それを踏まえた今後の方向性について、基本的な考え方を示す。

＜改革・改善サイクルに係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
公共建築物整備業務	経済的、効率的な設計及び的確な工事施工監理を実施する。 施設所管部署における施設満足度を把握し品質向上に努める。

Ⅲ 予算編成・執行

◆公共施設の整備にあたっては、社会情勢を踏まえた事業費の把握に努めます。また、国等の動向を注視し、現行の国庫補助制度はもとより、新たに創設される補助制度の積極的な活用にも努めます。

◆公共施設の設計時には、品質を下げずにコストを下げる、あるいはコストを上げずに品質を向上させる設計VEの視点で取り組み、効果的な予算執行に努めます。

◆公共施設としての品格性、快適性、機能性、安全・信頼性及び利用者満足度の向上など、施設整備に係る費用対効果の向上に努めます。

◆省エネルギー化など施設のライフサイクルコストを考慮した施設整備に努めます。

IV 組織運営・人材育成

- ◆部内全職員が部の運営方針に掲げた取り組み目標や課題を共有し、達成に向けて取り組みます。
- ◆建設事業を円滑に進めるため、施策の企画立案の段階から技術的な課題の解決に取り組みます。
- ◆学校園の改修工事が集中する夏休み期間中など、工事繁忙期には、部内組織を柔軟かつ横断的に組織し、部内全職員が一丸となって取り組みます。
- ◆職場内におけるきめ細かな OJT の実施により、業務遂行上必要となる専門知識や技術等の向上と育成に努めます。
- ◆国土交通省所管の国土交通大学校や（財）全国建設研修センター等の研修を積極的に活用し、公共施設の品質向上や業務を効率的かつ的確に実施する業務生産性の向上に加え、新しい行政ニーズにも的確に対応できる人材の育成に努めます。

V 広報・情報発信

◆工事施工状況等の情報発信

多くの市民が利用される施設や関心度の高い施設の施工状況等について、ホームページや広報ひらかたなどを活用し、積極的に情報発信に努めます。

◆重点施策の設計状況等の情報発信

重点施策のうち総合文化施設については、プロポーザル（技術提案）により選定した設計事業者と連携し設計を進める中で、進捗に応じて適宜、設計状況をお知らせします。

＜平成 27 年度＞

会計管理者の運営方針

会計課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 現金（基金に属する現金を含む）、有価証券及び物品の出納・保管に関すること。
- (2) 収入及び支出命令の審査に関すること。
- (3) 財政資金の需要計画の策定に関すること。
- (4) 決算及び附属書類に関すること。
- (5) 指定・収納代理金融機関に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	11 名
再任用職員	- 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	- 名
合計	11 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

会計管理者は、公金の収入・支出及び保管、支出手続きの審査確認など適正な公金管理・会計事務を管理・監督する役割を担っています。このため法令等に基づき、適正かつ効率的な会計事務の執行管理を行い、会計処理に誤りがないよう努めるとともに、社会経済状況の変化に的確に対応した公金の安全で効率的な運用と円滑な資金調達により、健全な行財政運営の確保を図ります。

債等の債券運用を行うことで、低金利下でも運用益の確保を図ります。

◆指定金融機関等の検査の実施

指定金融機関及び収納代理金融機関に対して公金の収納・支払等の事務が適正に処理されているか検査を実施します。

I 重点施策・事業

◆公金の適正な管理

公金の収入・支出が、適正に執行されるよう法令等に基づき、厳正な審査を行うと同時に、各課会計担当者との連携や会計実務能力の向上を図ることにより不適切な会計処理を防止し、公金の適正な管理を行います。

◆公金の安全で効率的な資金運用

資金運用については、公金の収入・支出の収支状況のチェックと今後の収支見込みなどにより、余裕資金などを的確に把握したうえで、安全性を第一とし、銀行等の定期預金に加え、国

II 行政改革・業務改善

＜改革・改善サイクルに係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
審査事務	会計事務に関わる書類に記載ミス等があった場合は個別指導や再発防止に向けた助言等を行う。また、会計実務研修の実施や啓発文書の配付などにより、各課に会計実務の浸透を図り、支出命令書の返戻件数の縮減をめざす。

＜業務改善のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
窓口還付の効率的な執行	税や国民健康保険の保険料などの還付手続きについて、会計課窓口で行うことを基本としてきたが、振込みを基本に変更することで、窓口での還付手続き件数を削減する。
電子ファイルの効率的な活用	共有サーバ内の電子ファイル等について、適正な管理を行うことで整理や廃棄を進め、課員が利用しやすい環境を構築し、事務の効率化を図る。
環境負荷の低減	電子ファイルや裏紙の使用により、紙の使用量を削減する。また、昼休みなどの消灯や使用しないパソコンの蓋を閉めるなどにより環境負荷の低減を図る。

◆行政管理講座や債券運用セミナーなどの外部研修に参加することで、審査や出納などの会計実務能力の向上を図ります。また、河北会計事務連絡会に参加し、近隣市が抱える課題に関する研修や情報交換を行うことで、職員的能力向上を図ります。さらに、研修参加者による課内フィードバック研修を実施し、研修知識の共有化を図ります。

V 広報・情報発信

◆決算書・決算概要説明書の公開

平成 26 年度決算書・決算概要説明書は庁内行政資料コーナー及び市内各図書館に配付します。また、過年度分を含む決算情報等については、決算概要説明書をホームページに掲載することで、市民に決算情報を提供します。

III 予算編成・執行

◆歳計現金の資金不足時の資金調達については、基金からの繰替え運用を基本とし、調達額や期間を必要最小限にすることで、借入利息の抑制を図ります。

IV 組織運営・人材育成

◆会計課職員が会計実務テキスト等を参考に研修を行い、公金取扱の重要性の認識、コンプライアンス意識の醸成に努め、正確な会計処理ができるように会計担当者の資質や実務能力の向上に努めます。

＜平成 27 年度＞

水道部の運営方針

上下水道経営課 水道保全課
給水管理課 浄水課
水道工務課
お客さまセンター

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 上水道に関すること。
- (2) 上下水道局内の庶務の総括に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	101 名
再任用職員	21 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	2 名
合計	124 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

水道部では、“**信頼される水道 満足される水道 持続可能な水道**”の実現に向けた取り組みを着実に進め、お客さまに安全でおいしい水を安定的に供給します。

老朽化が進む水道施設の更新・改良や耐震化については、中長期的な視点に立ち、アセットマネジメントを導入しながら計画的に実施します。また、それを推し進めるために上下水道局の組織を再編し、業務効率の向上を図ります。

I 重点施策・事業

◆中宮浄水場更新事業

持続可能な水道を実現するための重点施策として、新たに建設する浄水場から平成 37 年度に給水を開始すること为目标に、中宮浄水場の更新事業を進めます。

平成 27 年度から、更新事業の基礎となる基本構想策定・基本設計業務に取り組み、平成 30 年度中の業務完了をめざします。

加えて、この業務の中で、浄水処理方式や処理能力等を検討するほか、更新後のより効果的・効率的な事業運営の手法についても併せて検討します。

◆応急給水拠点の整備

大規模災害に備え、市民生活に最低限必要な水を確保し、応急的に給水ができる応急給水拠点の整備を進めます。平成 33 年度までに市内 14 施設の整備を計画しており、平成 27 年度は、11・12 箇所目となる北山配水場、鷹塚山配水場の整備に向けた実施設計を進めます。

◆老朽化した水道施設の更新・改良

老朽化した水道管の更新・改良を、耐震化及び鉛製給水管の解消とともに計画的・効率的に進めます。

また、水道施設全体の更新・改良については、アセットマネジメントを反映させた整備計画の策定に向けて取り組みます。

◆上下水道局組織の強化・充実

「上下水道事業が抱える課題に、局が一丸となって対応できる組織」「お客さまにとって便利でわかりやすく、職員にとっては業務効率の良い組織」を構築し、上下水道局組織の強化と充実を図るため、上下水道事業を一体に捉えた組織再編を行います。

なお、新たな組織体制は、新管理棟完成による上下水道事業の執務場所の統合と合わせて、平成 28 年 4 月からスタートします。

Ⅱ 行政改革・業務改善

＜行政改革実施プラン（前期）の改革課題＞

改革課題	取り組み内容・目標
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	技能労務職員等が従事する業務について、行政の役割と責任やセーフティネットの確保等の視点から整理し、それを踏まえた今後の方向性について、基本的な考え方を示す。

＜改革・改善サイクルに係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
漏水調査事業	漏水調査について、定点監視型の漏水調査機器の活用などにより、経費の縮減、作業効率の向上を図るが、根本的な業務のあり方についても検討を深める。

＜業務改善のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
給水訓練の効率的・効果的な実施	大規模災害等危機事象に備えて重要な各種訓練のうち、個別に実施していた各団体との合同給水訓練について、実施方法の見直しを行い、各団体間の連携強化を図る。
予納金制度の見直し	工事等臨時用水道の料金未納を防ぐための予納金制度について、業務量と効果を検証し、より効率的・効果的な制度の確立を図る。
水道保全のための調査業務の見直し	小規模貯水槽の調査業務について、業務改善の観点から見直し、啓発活動を徹底する方向で整理を行い、平成 28 年度からの実施に向け、業務内容変更について周知を図る等の手続きを進める。

庁内ネットワークシステムの積極的な活用

水道部では、局内全体に関わる総括的な業務を所管するため、局内向けの周知など、庁内ネットワークシステム機能を積極的に活用し、事務の効率化を図る。また、局内でのシステムの利用促進に努め、局全体の事務の効率化に繋げる。

公用車事故防止策の継続実施

水道部では、ダンプ車や給水車など特種車両も有し、車を使用する業務が多いため、公用車事故の防止に向けて、継続的な啓発を行っていく。また、啓発がマンネリ化しないよう、工夫を凝らす。

Ⅲ 予算編成・執行

◆水道事業会計は、節水機器の普及や人口減少、加えて、大口需要者の水道水利用から地下水採取への切り替えにより、給水収益の減少が続きますが、経費節減を徹底し、健全な予算編成を行いました。さらに、予算執行についても、経費削減に取り組み、健全な経営を維持します。

また、資本的収支では、建設改良費が増加しますが、自己財源を活用し、企業債発行額を抑制しながら、計画的に企業債残高の縮減を図ります。

◆下水道事業会計は、供用開始区域の拡大にもかかわらず、水需要は減少し、使用料収入の減少傾向が続きますが、経営の効率化、経費の節減に努め、一般会計からの基準外繰入金を削減した予算編成を行いました。

IV 組織運営・人材育成

- ◆本市水道事業の将来を担うエキスパート職員を、長期的視点で育成していきます。そのため、本人の意向や適性などを見極めながら、部内のジョブローテーションを活用し、若手職員の資質や能力の向上に努めます。
- ◆水道事業が、お客さまの信頼の上に成り立っていることを、全職員が再認識し、服務規律の確保を徹底していくため、コンプライアンスの向上に向けた取り組みを継続的に行っていきます。

V 広報・情報発信

- ◆安全でおいしく、安価な水道水のPR
高度浄水処理を施した安全でおいしく、しかも安価な水道水について、広くPRを図るため、市の情報提供番組で、高度浄水処理など水処理に関する特集を制作し、放送するほか、出前講座やイベントなど、様々な機会を通じて水道水に関する情報を発信します。
- ◆新組織体制に関する情報発信
平成28年4月からの新たな組織体制、上下水道の執務場所の統合にあたって、問い合わせ先や行き先等でトラブルが発生しないよう、様々な広報媒体を活用し、わかりやすく情報発信していきます。



＜平成27年度完成予定 上下水道局 新管理棟＞

＜平成 27 年度＞

下水道部の運営方針

下水道整備室
下水道管理課
下水道施設維持課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 公共下水道の汚水・雨水施設の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- (2) 公共下水道施設の計画及び事業認可に関すること。
- (3) 浸水対策に関すること。
- (4) 下水道事業に係る用地の管理及び境界確定、占有許可その他管理に関すること。
- (5) 公共下水道施設、水路及び排水ポンプ場等の維持管理並びに災害復旧に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	93 名
再任用職員	15 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	1 名
合計	109 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

下水道部では、公共下水道の整備や浸水対策事業を行い、一層の経営改善に取り組みながら、着実な事業執行と健全経営の両立に努めます。

公共下水道の汚水事業については、住居系地域での平成 30 年度概成をめざすとともに、工場系地域での実情に応じた整備に取り組みます。

また、雨水事業については、近年多発する集中豪雨に対応し、雨水管渠やポンプ場の整備を推進するとともに、地域課題の浸水対策も実施します。

さらに、下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、ハード対策の取り組みとソフト対策を合わせて進めます。

I 重点施策・事業

◆公共下水道汚水整備事業

中部及び東部地域を中心に汚水整備事業を展開するとともに未承諾地区や整備困難地区の解消にも取り組み、人口普及率で 95.6%の整備をめざします。

◆公共下水道雨水整備事業

浸水対策として、船橋本町雨水支線や養父丘排水路などの整備に取り組むとともに、新安居川ポンプ場及び溝谷川ポンプ場の排水能力の向上をめざし整備を進めます。

◆下水道浸水被害軽減総合事業

下水道浸水被害軽減総合計画に基づくハード対策として、蹠跚排水区では、雨水貯留施設の整備等に着手し、楠葉排水区では、基本設計に着手します。また、ソフト対策として引続き土のうステーション設置などの対策を進めます。

◆下水道長寿命化事業

老朽化する下水道施設を将来にわたって計画的に維持管理・改築・修繕していくため、施設情報管理システムによる基礎データ等をふまえ、下水道施設ストックマネジメント基本構想の策定を進めます。

◆下水道施設の適正な維持管理

浸水対策への初動体制の強化として、藤本川ポンプ場・黒田川ポンプ場の 2 箇所でポンプ場の初期自動化を進めます。

また、危険性・緊急性の高い老朽化した下水道管を更生し、適正な耐震化や機能確保を図り、道路陥没等による機能障害を未然に防止します。

Ⅱ 行政改革・業務改善

＜行政改革実施プラン（前期）の改革課題＞

改革課題	取り組み内容・目標
33.技能労務職員等の配置基準の見直し	技能労務職員等が従事する業務について、行政の役割と責任やセーフティネットの確保等の視点から整理し、それを踏まえた今後の方向性について、基本的な考え方を示す。
41.③下水道事業経営健全化	汚水私費、雨水公費の負担の在り方を検討するとともに、積極的に公共下水道への接続を働きかける。

＜改善・改革サイクルに係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
公共下水道計画事務（汚水）	下水道整備を進め、人口普及率の向上を図る。
公共下水道計画事務（雨水）	下水道浸水被害軽減総合事業を進め、浸水被害の軽減を図る。

＜業務改善運動のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
危機管理体制の充実	部内マニュアルによる情報共有と訓練実施の強化。
業務効率の向上	事務進行管理表の作成、共有フォルダの活用で業務の効率化に努める。

Ⅲ 予算編成・執行

◆浸水被害の軽減を図るため、下水道事業経営計画に基づき、ポンプ場や雨水支線等の整備事業の推進に加え、下水道浸水被害軽減総合計画による雨水貯留施設等の整備など、国費を活用した予算としました。

◆老朽化に伴う施設の更新や修繕、浚渫など、下水道施設の適切な維持管理を行うための予算を確保しています。

Ⅳ 組織運営・人材育成

◆下水道事業の執務場所が組織統合により平成28年4月から中宮に移転する予定ですが、ワンストップサービスなど、お客さまにとって便利でわかりやすく、職員にとっては業務効率の良い組織体制の構築をめざし、上下水道組織の再編に向けた準備を進めます。

◆汚水管や雨水ポンプ施設の下水道施設長寿命化計画や、浸水対策等の検討を進める上で、部内の横断的なチームによる効率的な組織運営を図ります。

◆建設事業の設計や施工管理など、技術的・専門的な業務が多いため、必要な専門研修に積極的に参加し、部内で研修成果を共有化することで、職員のスキルアップを図ります。

V 広報・情報発信

◆浸水対策の情報発信

下水道浸水被害軽減総合事業や土のうステーションの設置など、新たな浸水対策の取り組みについて、市ホームページ等で市民にお知らせします。

◆下水道のPR

広報ひらかたや出前講座、FM ひらかたなどの地域メディアを活用し、下水道に関する情報を市民に提供します。



（出前講座の状況）

＜平成 27 年度＞

市立ひらかた病院の運営方針

診療局
看護局
薬剤部
医療安全管理室
医療相談・連携室
事務局（総務課・医事課・経営企画課）

■ 基本情報 ■

＜担当業務＞

- (1) 患者の診療及び看護に関すること。
- (2) 薬品の検査、出納及び保管に関すること。
- (3) 病院の安全管理に関すること。
- (4) 医療相談及び地域連携に関すること。
- (5) 文書、人事、サービス、病院施設の管理に関すること。
- (6) 診療費請求等の医事業務及び電子計算組織の管理運営に関すること。
- (7) 病院の経営、財務、契約に関すること。

＜職員数＞H27年4月1日現在

医師	84(49)名
看護師	290(277)名
医療技術員	98(76)名
事務員	57(24)名
その他	16(3)名
合計	545(429)名

※臨時職員を除く。

() は、正職員数で内数。

■ 基本方針 ■

本院は、昭和 25 年の開設以来、北河内二次医療圏における唯一の市立病院として、各医療機関と連携しながら、基本理念である「心のかような医療を行い、信頼される病院」に基づき、患者の立場に立った質の高い、身体にやさしい医療の提供に取り組んでいます。

平成 27 年度は、引き続き、新病院整備事業（旧病院解体工事及び跡地整備工事）に取り組むとともに、本市がめざす「健康医療都市」の実現に向け、地域医療の充実を図る事業として、地域医療連携システム構築事業にも取り組みます。

I 重点施策・事業

◆新病院の整備

平成 26 年 9 月 22 日に新病院を開院し、現在、旧病院の解体工事を進めています。今後、平成 28 年のグランドオープンに向け、土壌汚染状況調査や文化財調査、跡地整備工事（駐車場 179 台、車椅子使用者用駐車場 4 台を整備予定）に着手します。



（グランドオープンイメージ）

◆病院事業運営の健全化

中期経営計画に基づき、新病院では放射線治療をはじめとするがん治療の充実、内視鏡手術など身体にやさしい医療の更なる充実を図るなど、「急な病気やがんの治療において市民にとって身近で頼りになる病院」をめざす中期的な取組にも力を注ぎます。

また、新病院における経営実績データ（収入及び支出）が蓄積されてきたことから、それらを基に中期経営計画の見直しを行い、経営改善に努めます。

◆地域医療連携システムの構築

「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」の連携事業の1つとして、本市域内の医療資源の有効活用を図り、より良い医療を提供するため、市立病院を含む市内の中核的な病院の間で、情報システムを用いて、患者の診療情報を共有化しようとする『地域医療連携システム』の構築に取り組みます。具体的には、紹介患者情報の一元管理や診療情報提供書等の作成状況をリアルタイムに把握するため、院内の情報システムを整備するとともに、健康医療都市ひらかたコンソーシアムの地域医療連携システム部会において協議を進めます。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
4 1.特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制 ④ 病院事業会計（経営の健全化）	○資金収支における健全性の維持。 （平成27年度決算）

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
市立病院施設維持管理事業	○患者の療養環境に配慮しつつ、各施設の電気使用量を抑制するよう、効率的な運用に努める。また、照明点灯時間・空調機の運転等を小まめに点検・調整する。なお、改善目標については、平成26年10月以降の実績をもとに設定する。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
7 東病棟の稼働	7 東病棟を段階的に稼働させる。 ・6月～ 入院患者数制限運用（一般20床・感染症3床） ・10月～ 病棟フル稼働（一般38床・感染症8床）
病床利用率の向上	80%以上
紹介率の向上	40%以上
医療事故の発生防止	医療事故の発生数0件

Ⅲ 予算編成・執行

◆新病院整備事業費として、工事請負費や委託料など、9億4894万2千円の支出予算を計上しています。

◆地域医療連携システム構築に係る事業費として、4320万円の支出予算を計上しています。

◆医業収益の拡大と医業費用の抑制により、医業収支比率の引き上げに努めます。

◆効率的・効果的な調達・契約、在庫管理の適正化等により、引き続き、医薬材料費対医業収益比率の抑制に努めます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

◆大阪医科大学との連携を強化し、必要医師数の確保に努めます。

◆看護学校・看護大学との連携を強化し、新卒者を中心に、必要看護師数の確保に努めます。

- ◆各領域・各職種で、提供医療・サービスの充実に必要な専門性を高めることができるよう職員の専門性の向上と人材育成の強化を図ります。

V 広報・情報発信

- ◆院内情報モニターによる情報発信や病院広報誌、掲示物の他、広報ひらかたやホームページ等による情報発信を強化します。

枚方市教育委員会 各部の運営方針

I. 枚方市教育委員会の教育目標及び基本目標について

教 育 目 標

「教育目標」は、第4次枚方市総合計画第2期基本計画におけるまちづくりの基本目標「ふれあい、学びあい、感動できるまち」との整合を図りつつ、平成27年度までの教育委員会の施策推進における目標として定めました。

「人とふれあい ともに学び 豊かな心を育む」

～子どもたちの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる～

本市教育委員会は、「教育目標」のメインテーマとして「人とふれあい ともに学び 豊かな心を育む」を掲げています。

『人とふれあい』は、「同年齢の仲間だけではなく、幼児から高齢者、地域の人々など、また障害のあるなしにかかわらず、すべての人が多くの他者との積極的なふれあいで、他者を思いやり、他者と協調し、相互の理解をめざすこと」を示します。『ともに学び』は、「あらゆる世代が、様々な学習活動やスポーツ・レクリエーションなどの活動に参加し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動ができる力と、たくましく生きるための健康や体力を育む」ことを示し、『豊かな心を育む』は、「正義感や公正さを重んじる心、規範意識を身につけ、人権を尊重し、美しいものを見て美しいと思える心など心豊かな人間に育つ」ことを表しています。

また、サブテーマとして、メインテーマ達成のために、『子どもたちの健やかな成長と学びを支え』と示し、『社会を担う人材を育てる』と表現することで本市教育委員会の取り組みを明確にしました。

基 本 目 標

「基本目標」は「教育目標」を達成するための目標で、第4次枚方市総合計画第2期基本計画における取り組みの基本方向「自他を生かす力を持つ子どもたちを育む」「学び続けるよろこびのあるまちをつくる」「出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる」をふまえ、教育委員会事務局を構成する管理部、学校教育部、社会教育部の各部ごとに、その所管事務を基に定めています。

【管理部】

○学びを支える学習環境づくり

→ 管理部の運営方針

【学校教育部】

○笑顔あふれる学校園

○学ぶ喜びのある学校園

○信頼される学校園

→ 学校教育部の運営方針

【社会教育部】

○学びを支え心をつなぐ社会教育の推進

○歴史文化遺産の保存と活用

○スポーツ活動の活性化

○生涯学習を支援し、情報活用環境を高める図書館サービスの充実

→ 社会教育部の運営方針

枚方市教育委員会教育目標

人とふれあい とともに学び 豊かな心を育む
～子どもたちの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる～

第 4 次枚方市総合計画 第 2 期基本計画

- ☆自他を生かす力を持つ子どもたちを育む
 - 乳幼児の健やかな成長を支える
 - 子どもたちが学ぶ環境を整える
- ☆学び続けるよろこびのあるまちをつくる
 - 子どもたちの学ぶよろこびを育み、生きる力を養う
 - 子どもたちを育む環境を整える
- ☆出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる
 - 生涯学習を推進する
 - 地域における情報活用環境を高める
 - 歴史文化遺産を保存し、活用する
 - 市民スポーツ活動の活性化を図る

基 本 目 標

管 理 部

○学びを支える学習環境づくり

学校教育部

○笑顔あふれる学校園
○学ぶ喜びのある学校園
○信頼される学校園

社会教育部

○学びを支え心をつなぐ社会教育の推進
○歴史文化遺産の保存と活用
○スポーツ活動の活性化
○生涯学習を支援し、情報活用環境を高める図書館サービスの充実

教 育 委 員 会 の 主 要 施 策（平成 27 年度）

○学校園の安全対策
○教育の情報化の推進
○学校園施設・学習環境の整備
○学校規模等の適正化の推進
○学校給食の充実

○小中連携の推進・充実
○学校園運営体制の整備・充実
○学習指導と心の教育の充実
○生徒指導の充実
○支援教育の充実
○教職員研修の充実
○幼稚園教育の充実

○社会教育の推進
○歴史文化遺産の保存・活用
○スポーツ施策の推進
○スポーツ施設の整備
○市民の生涯学習の支援
○図書館資料の計画的・系統的な収集

主 な 事 業 等（平成 27 年度）

□学校安全監視事業
□教育の情報化推進事業
□学校園施設改善事業
□蹉跎中学校少人数教室等整備事業
□小中学校施設整備事業
□学校規模等適正化事業
□小中学校給食共同調理場等整備事業
□学校給食への地元農産物の利用
□食物アレルギー対応の推進
□小学校給食調理場におけるドライ運用の推進

□枚方市小中連携事業
□枚方市少人数学級充実事業
□基礎学力向上プロジェクト事業
□枚方市英語教育推進事業
□学校園活性化事業
□学校図書館教育充実事業
□教育フォーラム開催事業
□枚方市生徒指導体制充実事業
□教育相談実施事業
□適応指導教室事業
□人権・平和教育推進事業
□安全・防災教育事業
□支援教育学校園支援事業
□支援教育コーディネーター支援充実事業
□枚方市教職員育成事業
□授業の達人養成・教科研究事業
□預かり保育事業
□幼児教育教室事業

□社会教育推進事業
□文化財啓発普及事業
□特別史跡百済寺跡再整備事業
□楠葉台場跡保存整備事業
□トップアスリートとのふれあい事業
□各種スポーツ大会等開催事業
□市民スポーツカーニバル開催事業
□社会体育施設利用促進事業
□春日テニスコート整備事業
□新たな図書館ビジョンの策定事業
□図書館分館への指定管理者制度の導入事業
□図書館サービスの推進事業
□子ども読書活動推進事業
□学校図書館支援事業
□障害者・高齢者サービスの推進事業
□図書館資料充実事業
□枚方地域コレクションの構築事業

Ⅱ. 枚方市教育委員会のしくみについて

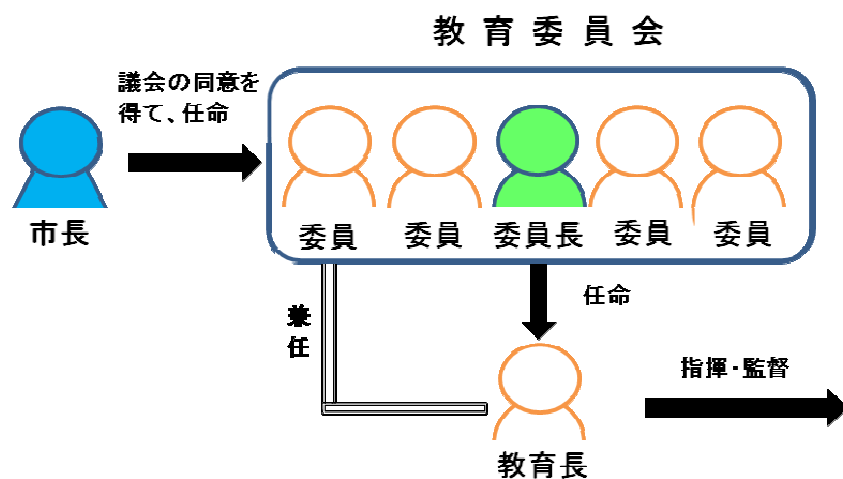
教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を処理するために設置される合議制の執行機関です。

この教育委員会制度は、一般人（レイマン）である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議（教育委員会委員長を委員の互選により選出。委員長は、教育委員会会議を主宰）により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマン・コントロール」のもとに運営されています。

※ 平成27年4月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員長と教育長を一本化した新たな「教育長」の設置や、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」の設置、教育に関する「大綱」の策定などが規定されました。

なお、新制度による新たな教育長については、改正前の制度による教育長の任期満了までは経過措置が規定されています。このため、枚方市では平成28年4月1日から設置されることになります。

○教育委員会の組織イメージ



事務局	管理部	教育総務課
		学校規模調整課
		学校給食課
	学校教育部	教職員課
		児童生徒支援室
		学務課
		教育推進室
		教育指導課
		教育研修課
	社会教育部	社会教育課
		文化財課
		スポーツ振興課

○総合教育会議のイメージ



教育機関	学校園
	図書館
	教育文化センター等

＜平成 27 年度＞

管理部の運営方針

教育総務課

学校規模調整課

学校給食課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 教育に関する事務の執行状況の点検・評価に関すること。
- (2) 教育委員会の会議に関すること。
- (3) 通学区域の指定に関すること。
- (4) 学校園の設置及び廃止に関すること。
- (5) 学校園関連用地の管理に関すること。
- (6) 学校給食に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	112 名
再任用職員	11 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	200 名
合計	323 名

＜教育機関の職員を含む＞

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

枚方市教育委員会は、「人とふれあい とともに
学び 豊かな心を育む」～子どもたちの健やかな
成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる～
を教育目標としています。（「枚方市教育委員会
各部の運営方針」参照）

その中で管理部は、教育委員会及び教育委員
会事務局の運営管理、並びに市立学校園の学習
環境整備及び学校給食の実施を担い、「学びを支
える学習環境づくり」を基本目標としています。

平成 27 年度は、「学校園の安全対策」、「教育
の情報化の推進」、「学校園施設・学習環境の整
備」、「学校規模等の適正化の推進」、「学校給食
の充実」を重点施策とし、学びを支える学習環
境づくりを進めます。

また、現在定めている「枚方市教育委員会教
育目標」が平成 27 年度までの目標であること
から、今後策定する教育の大綱及び現在策定中
の第 5 次枚方市総合計画の内容を踏まえ、「枚方
市教育振興基本計画」を策定します。



第一学校給食共同調理場（イメージ）

I 重点施策・事業

◆学校園の安全対策

平成 26 年度に引き続き、小学校の監視カメ
ラ及び校門のオートロック装置に連動したワイ
ヤレスモニター子機付きインターホンの活用
に加えて、来校者の多い時間帯及び下校時間
帯に合わせた安全監視員等の配置を行います。

◆教育の情報化の推進

平成 26 年度に導入した校務支援システム
の本格稼働により、教職員が児童・生徒と向
き合う時間の確保と、よりきめ細かな指導
による教育の質の向上を図るとともに、児
童・生徒に関する情報を一元管理すること
で、学校内の情報セキュリティの向上を
図ります。

◆学校園施設・学習環境の整備

老朽化する学校園施設・設備の機能回復を図り、良好な学習環境を確保するため、「枚方市市有建築物保全計画」に基づき、計画的な改修工事を行うとともに、トイレのドライ方式による全面改造や多目的トイレの設置などトイレの改造工事を行います。

また、小中学校施設の経年劣化による老朽化に対応するため、平成 26 年度末に策定した「枚方市学校施設整備計画」に基づき、学校施設の更新整備に向けた取り組みを進めます。



ドライ方式によるトイレ改造

◆学校規模等の適正化の推進

市立小・中学校の将来における適正な配置等のあり方について、学校規模等適正化審議会から答申を受け、「枚方市学校規模等適正化基本方針」を改定します。

◆学校給食の充実

新たな小中学校給食共同調理場である第一学校給食共同調理場について、平成 27 年 11 月の完成に向けて整備工事を進めるとともに、中学校給食の配膳室（受入施設）について、平成 26 年度の 7 校の整備に続き、今年度は残る 12 校で整備を進めます。

また、平成 28 年度からの選択制中学校給食の実施に向けて、給食運営システムの整備、調理業務等委託事業の実施等を進めるとともに、各中学校と連携しながら、試食会の実施など、喫食率の向上に向けた取組を進めていきます。

食物アレルギー対応について、平成 27 年 3 月に文部科学省が策定した「学校給食における

食物アレルギー対応指針」を踏まえた検討を進めます。また、除去食用食器の改善について検討を行います。

また、「学校給食衛生管理基準」に定める「ドライ運用」について、既存のウェットシステム全調理場での実施に向けて、試行実施とその検証を行います。



ドライ運用（洗浄水をトレーで受け、床にこぼさない）

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し（学校園校務業務・学校給食調理業務）	技能労務職員等が従事する業務について、行政の役割と責任やセーフティネットの確保等の視点から整理し、それを踏まえた今後の方向性について、基本的な考え方を示す。
44. ③市立学校園の施設開放事業	市立学校園施設開放事業と市立小中学校体育施設開放事業との整理・調整及び電気使用料等の実費相当額の負担について具体化に向けた検討を進める。

＜改革・改善サイクルに係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
学校給食事業（委託・単独調理場）	老朽化が進む調理場の施設整備や調理場運営の委託化、単独調理場と共同調理場の配置の見直し等について長期的視点から検討する。

＜業務改善運動のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
業務の執行の再検討とマニュアルの効果的な活用	効果的・効率的な執行の観点から、業務の流れを再検討し、改善に努める。また、円滑な事務執行に向けて業務マニュアルを作成する。

Ⅲ 予算編成・執行

＜予算編成＞

- ◆学校園施設の改修や中学校給食の実施にあたり、国の学校施設環境改善交付金や大阪府補助金等の活用を図ります。

＜予算執行＞

- ◆平成 26 年度に引き続き、市立小中学校全 64 校の電力調達について、特定規模電気事業者（PPS）等を活用し経費の節減を図ります。また、節減による効果額については、学校の図書費や、LED 照明の導入などに活用します。
- ◆市立小学校 15 校のパソコン教室の機器の更新に合わせ、仕様の見直しを行い、各校 45 台のタブレット型端末を導入します。また、更新後の ICT 機器については、売却を行い収入の確保を図ります。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆管理部の基本目標である「学びを支える学習環境づくり」の充実をめざすため、部内の緊密な連携による効果的な組織運営に努めます。
- ◆学校施設の更新整備については、相当の専門的な知識が必要なことから、先進都市視察や専門研修等への参加などにより、職員の人材育成を図ります。
- ◆給食調理など技術を要する業務や情報通信技術など専門性が求められる分野については、業務ノウハウの継承を図り、業務継続性を確保できる人材育成に努めます。
- ◆平成 28 年度からの中学校給食の実施に向けて、献立の検討や中学校との連携を行うための体制づくりを進めます。
- ◆単独調理場等の小規模職場における服務規律の確保のため、職員研修等を通じての指導育成を強化するなど、適切な管理に努めます。
- ◆枚方市地域防災計画の改訂に併せて、枚方市教育委員会災害対応マニュアルを改訂するなど、大規模災害に備え、体制の見直しを図るとともに、職員の危機管理意識の向上を図ります。

Ⅴ 広報・情報発信

＜ホームページ・情報発信の充実＞

- ◆本市教育委員会の活動や学校園における学習環境整備状況など、子どもたちの教育環境にかかわる情報を保護者や市民にわかりやすく提供するとともに、都市ブランドである「教育文化都市ひらかた」の発信に努めます。

また、学校園の安全対策、学校規模等の適正化の推進、学校給食の充実などの取り組みについても、広報ひらかたやホームページへの掲載、FMひらかたへの出演など、市民にわかりやすい情報発信に努めます。

◆教育委員会制度改革における本市の対応について、ホームページ等を通じて市民に広報します。

◆中学校給食の取り組み状況について、広報ひらかたやホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、試食会等を通じて意見聴取に努めます。

＜平成 27 年度＞

学校教育部の運営方針

教職員課

児童生徒支援室

学務課

教育推進室教育指導課

教育推進室教育研修課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 教職員の定数管理及び学級編制に関すること。
- (2) 生徒指導及び安全指導に関すること。
- (3) 小学校及び中学校への就学に関すること。
- (4) 児童、生徒及び園児の健康に関すること。
- (5) 学校園の教育課程に関すること。
- (6) 教職員の研修に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	84 名
再任用職員	3 名
任期付職員	80 名
非常勤職員	78 名
合計	245 名

＜教育機関の職員を含む＞

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

枚方市教育委員会は、「人とふれあい ともに学び 豊かな心を育む」～子どもたちの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる～を教育目標としています。（「枚方市教育委員会 各部の運営方針」参照）

学校教育部は、教育委員会の中で教職員の定数管理や研修、学校園の教育課程や学級編制、生徒指導や安全指導、就学や子どもたちの保健などに関する事務を担います。

平成27年度は、基本目標である「笑顔あふれる学校園」、「学ぶ喜びのある学校園」、「信頼される学校園」に基づき、小中連携の推進、学校園運営体制の整備など、小中9年間を見通した学力向上と質の高い教育環境づくりを推進します。

I 重点施策・事業

◆小中連携の推進・充実

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくむため、「学習規律の確立」を基盤として、各中学校区における小学校と中学校の連携を軸に、義務教育9年間を見通したカリキュラム（指導計画）の実践に取り組むなど、学び

の連続性の確立に向けた研究を推進します。

また、教育指導課に「小中一貫・学力向上推進グループ」を設置し、「小中連携」から「小中一貫」へ、平成28年度以降の新たな取り組みの計画を策定します。

◆学校園運営体制の整備・充実

児童一人ひとりに向き合うきめ細かな指導を充実させるため、支援学級在籍児童を含んで35人以下とする市独自の少人数学級編制を小学校第4学年まで拡充して実施します。少人数学級編制によるきめ細かな指導を通して、支援学級在籍児童との交流や共同学習の充実を図り、児童一人ひとりの「確かな学力」及び「豊かな心」を育成し、「生きる力」をはぐくみます。



◆学習指導と心の教育の充実

- ①研究授業や教材・教員等の充実を通して、教職員の指導力向上と授業改善に努めるとともに、各学校の実態に応じて作成した特色ある学力向上プランに基づき、児童・生徒の学力向上に取り組みます。

また、自学自習力支援システムを、朝学習、授業、放課後学習、家庭学習において活用して、一日の連続した学びの確立と家庭学習の充実に取り組み、児童・生徒の自ら学ぼうとする力の育成と基礎・基本の定着を図ります。さらに、家庭における学習習慣が身につくよう、家庭教育の重要性について発信していきます。

- ②全中学校に各校1名の外国人英語教育指導助手（NET）を、全小学校に英語が堪能な日本人の英語教育指導助手（JTE）を配置し、学校の取り組みを支援することにより、「読む」「書く」「聞く」「話す」力をバランスよく育む授業の実践と、児童・生徒の英語学習への意欲を高める取り組みの充実をめざします。

- ③小学生陸上競技大会、小学生駅伝競走大会、小学校合同音楽会、漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール、菊のひらかた・菊咲かそう体験事業など、子どもたちが様々な体験を通して豊かな心を育む事業を実施します。



- ④学校司書を配置した中学校3校がそれぞれ核となり、校区内の小学校と連携した学校図書館の充実及び活用、読書活動の推進を図ります。司書教諭、学校司書、学校図書館ボランティアが協力し、市立図書館とも連携しながら、学校図書館の「読書好きの子どもたちを育てる役割」、「子どもたちの学習活動を支援する場としての役割」を充実することで、家

庭においても自発的に読書に親しむ習慣を身につけさせ、子どもたちの言語力を育みます。

- ⑤枚方市が取り組んでいる「教育」を広く市民に発信するとともに、教職員研修の一環として、算数・数学の指導を通した「考える力」の育成をテーマに教育フォーラムを開催します。

◆生徒指導の充実

- ①全中学校に市独自の教員を配置することで、生徒指導主事等が、暴力行為をはじめとする様々な問題行動の未然防止に取り組むとともに、問題行動が生じた際には、生徒指導主事等が核となり、迅速かつ適切な対応ができる組織体制をさらに強化していきます。

- ②平成26年7月に策定した「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、学校と連携した、いじめ・体罰の防止に取り組めます。また、いじめや不登校等諸課題の早期発見・早期対応を行うため、総合電話窓口として、「子どもの笑顔を守るコール」による児童・生徒・保護者等からの相談体制のさらなる充実を図ります。

- ③不登校状態にある児童・生徒の学校復帰をめざし、教育文化センター内に適応指導教室（ルポ）を開設します。ルポは不登校児童・生徒の居場所として、専門家による定期的なカウンセリングや学校と連携した登校機会を設ける取り組み等、自立のための支援・指導を行います。

- ④人権問題に関する正しい知識の習得及び課題解決に取り組むとともに、豊かな人権意識・人権感覚と自他を尊重し認め合う実践力をもち、自ら考え行動できる人間の育成をめざした人権教育の推進及び人権侵害事象等の未然防止に努めます。

- ⑤子どもの安全を確保する観点から、学校園メール配信システムを活用し、枚方市立学校園から子どもの安全に関わる情報や緊急連絡等を、保護者へ電子メールにて、迅速に情報配

信します。また、「火災」「風水害」「地震」等を想定した避難訓練の実施、地域住民と共に避難所生活を想定した体験を行う学校防災キャンプ事業の実施等、子どもたちが自らの危険を予測し、回避する能力を高めることができる力の育成を図ります。

◆支援教育の充実

発達障害等があり教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する個に応じた指導の一層の充実を図るために、特別支援教育士・臨床心理士等の専門家を学校園に派遣し、幼児・児童・生徒への指導について教職員に指導・助言を行います。あわせて、幼児の保護者からの相談に応じることにより、幼稚園と家庭との連携及び支援に努めます。

また、非常勤講師を配置し、支援教育コーディネーターの受け持つ授業時間を軽減することにより、支援教育コーディネーターが、配慮を要する児童・生徒の状況把握や支援、関係諸機関との連携等を行う時間を確保します。

文部科学省委託事業を大阪府から再委託を受けて、発達障害の可能性のある児童・生徒等の幼小中高の移行期において、円滑かつ適切な引継ぎが行えるよう調査研究に取り組みます。

◆教職員研修の充実

「学び続ける教職員」を育成し、枚方の子どものための「生きる力」をはぐくむことを目的として、本市独自の教職員研修計画に基づき、教職員の経験・職務に応じた基本研修及び教育課題や教科等の専門性を高める専門研修を実施します。あわせて、本市の教育課題に応じたカリキュラムによる初任者研修・10年経験者研修等も実施し、「教育公務員としての倫理観・規範意識」「子ども理解や集団づくりに必要な資質・能力」「学年経営や学校経営などに必要なマネジメント力」「教科等の専門性や多様な教育課題に対応できる授業力」を有する教職員の育成を推進します。

◆幼稚園教育の充実

国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、市立幼稚園の運営・配置計画に基づき、通常の教育時間終了後に「預かり保育事業」を実施します。本事業により、幼児の心身の健全な発達を促すとともに、幼児教育の充実と保護者の子育て支援及び就労支援の充実を図ります。

あわせて、2、3歳の未就園児が安心して遊び、保護者が交流できる場として市立幼稚園で「幼児教育教室事業」を実施し、家庭の教育力を高め、子育て不安の軽減等を図ります。

Ⅱ 行政改革・業務改善

＜行政改革実施プラン（前期）の改革課題＞

改革課題	取り組み内容・目標
2. まちづくりの学習機会の充実	小学校第3・4学年の社会見学、出前授業の活用等、学習プログラムの充実を図る。
1 1. 体験学習の充実	関係機関と連携し、施設の訪問・交流活動などの体験学習の充実を図る。
1 3. 防災教育の充実・防災キャンプの推進	子どもたちが参画する防災訓練「学校防災キャンプ」を推進する。
3 9. 業務委託の拡大	交通専従員・交通指導員の業務内容の整理、配置基準の見直しを行い、業務委託の拡大を進める。

＜業務改善のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
満足度の高い窓口・電話対応	効果的な部内研修を実施し、今後も丁寧な対応に努める。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆本市独自の取組みである、少人数編制や生徒指導体制を充実するために、市費で教員を配置する経費として3億2441万3千円の予算を計上しています。
- ◆幼稚園保護者支援充実事業として、非常勤職員7人の経費794万1千円ほか、幼児教育教室事業費275万6千円、預かり保育事業費582万3千円を計上しています。
- ◆幼児教育の充実を図る施策の新たな枠組みを構築するにあたり、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い廃止した「私立幼稚園幼児保育助成金」にかかる予算を活用するなど、効率的な予算編成に努めています。
- ◆課題を抱えた子どもを支援するため、不登校支援協力員、法律相談員、学校問題サポート員、スクールソーシャルワーカー、帰国児童等に対する教育指導員など多様な人材活用の経費として、2379万3千円の予算を計上しています。
- ◆自学自習力支援システム活用事業において、パソコンの入替え費用の992万円を含む、学習コンテンツ使用料2437万3千円の予算を計上しています。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆学校教育部では、各学校園における質の高い教育環境づくりのため、目標の共有化を図り、部内の緊密な連携による効果的な組織運営及び学校教育担当者の資質向上に努めます。
- ◆「学び続ける教職員」を育成し、枚方の子どもたちの「生きる力」をはぐくむことを目的として、本市独自の教職員研修計画に基づき、

授業力の向上をはじめとする教職員の資質向上を図ります。

- ◆学校教育部教育指導課に、「小中一貫・学力向上推進グループ」を新たに設置し、小中一貫教育を視野に入れ、小中9年間を見通した学力向上に努めます。

Ⅴ 広報・情報発信

◆ホームページ・情報発信の充実

学校園や教育委員会主催の特色ある取り組みを「枚方市教育フォーラム」などの開催により広く市民に周知するとともに、ホームページ・広報・FMひらかたなどを活用し、「教育文化都市ひらかた」を広く発信します。

また、各学校園の日常の教育活動などを、ホームページに掲載するなど、保護者、市民への情報発信に努めます。

＜平成 27 年度＞

社会教育部の運営方針

社会教育課
文化財課
スポーツ振興課
中央図書館

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 社会教育に係る調査研究、企画立案に関すること。
- (2) はたちのつどいに関すること。
- (3) 文化財に係る調査研究、保存活用に関すること。
- (4) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- (5) 社会体育及びスポーツ振興に関すること。
- (6) 図書館サービスに係る企画・運営に関すること。
- (7) 所管施設の管理運営に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	75 名
再任用職員	5 名
任期付職員	64 名
非常勤職員	16 名
合計	160 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

枚方市教育委員会は、「人とふれあい とともに学び 豊かな心を育む」～子どもたちの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる～を教育目標としています。（「枚方市教育委員会各部の運営方針」参照）

その中で社会教育部は、「学びを支え心をつなぐ社会教育の推進」、「歴史文化遺産の保存と活用」、「スポーツ活動の活性化」、「生涯学習を支援し、情報活用環境を高める図書館サービスの充実」を基本目標としています。

平成 27 年度は、「社会教育の推進」、「歴史文化遺産の保存・活用」、「スポーツ施策の推進」、「スポーツ施設の整備」、「市民の生涯学習の支援」、「図書館資料の計画的・系統的な収集」を主要施策とし、社会教育全般の推進を図ります。

I 重点施策・事業

◆社会教育の推進

人が地域で生活する上で必要となる知識や技術を提供するために、「社会教育基礎講座」や家庭教育支援事業として「思春期セミナー」、「子育て応援・親学習講座」、父親の家庭教育への参加を促すための講座等を開催します。



子育て応援・親学習講座

◆歴史文化遺産の保存・活用

①特別史跡百済寺跡再整備事業

再整備工事に着手し、平成 30 年度の完成を目指します。平成 27 年度は、敷地造成、排水設備、下水道設備工事等を行います。また、築地大垣復元設計を行います。



特別史跡百済寺跡

②楠葉台場跡保存整備事業

楠葉中之芝土地区画整理事業による造成工事で、史跡の暫定整備が完了することにより、供用を開始します。また、史跡指定地の公有化を進めます。

◆スポーツ施策の推進

①トップアスリートとのふれあい事業

トップアスリートとふれあう機会をつくることで子どもたちの夢を育み、青少年のスポーツへの関心を高め、夢と魅力あふれるまちづくりに寄与します。平成 27 年度は陸上競技と野球のトップアスリートを招聘し、教室を開催します。

②市民スポーツカーニバル開催事業

市民の体力向上と健康増進を図るため、体育の日にスポーツ事業を実施します。平成 27 年度は市民スポーツカーニバルの一環で「見るスポーツ、支えるスポーツ」として全国ソフトバレー・シルバーフェスティバルを開催します。

◆スポーツ施設の整備

春日テニスコート（7面）の平成 27 年度中の供用開始に向けて準備を進めます。

平成 27 年 4 月より、ひらかた東部スタジアムの供用を開始し、市民のスポーツ活動を支援します。



ひらかた東部スタジアム

◆生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理者制度導入

サービス向上と効率性の観点から、生涯学習市民センターと図書館の複合施設に指定管理者制度を導入します。平成 27 年度は、平成 28 年 4 月からの 2 施設への先行導入に向けて、所定の手続きを進めます。

◆市民の生涯学習の支援

①第 3 次グランドビジョンの策定

平成 27 年度で計画期間が終了する市立図書館第 2 次グランドビジョンに代わる、これからの市立図書館が目指すべき方向性を示す市立図書館第 3 次グランドビジョンを策定します。

②子ども読書活動推進事業

乳幼児から小学生を対象としたおはなし会などのほか、ブックリストの作成・配布や、ビブリオバトルなどの開催により、中高生を中心とするヤングアダルト層までの子どもたちが、読書に親しみ、楽しめる環境づくりを推進します。

③学校図書館支援事業

小中学校に対して、団体貸出及び配本事業の充実、学校訪問おはなし会の実施等、学校図書館への学校司書の派遣を行い、学校図書館支援を強化します。

また、図書館コンピュータシステムの更新に合わせて、市立図書館と学校図書館のオンライン化をめざします。



学校司書によるオリエンテーション

◆図書館資料の計画的・系統的な収集

図書・雑誌・オーディオビジュアル資料・電子情報等の幅広い情報を計画的・系統的に収集し、提供します。

また、「枚方地域コレクション」の充実と、ホームページを活用した魅力発信により、利用の促進を図ります。さらに、枚方市が作成した歴史関連資料などを電子化して提供することを検討します。

Ⅱ 行政改革・業務改善

＜行政改革実施プラン（前期）の改革課題＞

改革課題	取り組み内容・目標
19.市有財産等の有効活用 ④野外活動センター活用計画の策定	野外活動センターの本来の設置目的である青少年の健全育成の場として、学校キャンプの計画から実施までを全面的にサポートする「学校キャンプ支援事業」を本格実施する。その後において、施設利用の検証を行い、今後の方向性を示す。
27.市内スポーツ施設の管理運営体制の一元化	スポーツ施設の管理運営体制一元化に向け諸課題の整理を行う。
28.生涯学習施設と図書館の効率的な管理運営	平成28年4月からの2複合施設（蹊跼・牧野）への指定管理者制度の先行導入に向けて、所定の手続きを進める。
29.外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	（公財）枚方市文化財研究調査会に対しては、「経営プラン」を策定するようはたらきかけるとともに、行政との役割分担など、課題解決に向けて検討する。 （公財）枚方体育協会が策定した「経営プラン」（H24～H28）の検証を踏まえ、次期策定に向けて体育協会への働きかけを行う。

44.施設の使用料の見直し ③市立学校園の施設開放事業	市立学校園施設開放事業と市立小中学校体育施設開放事業との整理・調整及び電気使用料等の実費相当額の負担について具体化に向けた検討を進める。
--------------------------------	--

＜改革・改善サイクルに係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
各種スポーツ大会等開催事業	市民の体力向上、健康増進とスポーツ活動の活性化を図るため、総合体育大会を実施する。ラグビーカーニバル及びレクリエーション事業については、より多くの市民が気軽にスポーツに親しむ機会となるよう、事業内容の充実を図る。
民間スポーツ施設等開放補助事業	民間スポーツ施設等開放補助事業については事業のあり方を見直し、平成27年度から市の委託事業として民間スポーツ施設開放を実施する。

＜業務改善のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
市民対応における市民満足度の向上	市民等からの社会教育分野における専門的な問合せに対し、各分野において所属職員が同じレベルで対応できるよう引き続き知識や情報の共有化を図る。
省エネ意識の向上	普段から自ら省エネを意識し、事業やイベントにおいても省エネ行動を励行するとともに、所属職員が省エネ行動を励行するよう注意を促す。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆文化財保存事業に国庫補助金の活用を図ります。（５件 ５９１１万３千円）

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆文化財行政やスポーツ行政、図書館行政など様々な分野を担当する社会教育部において、各分野の職員が日常業務を通じて、担当する分野の専門的な知識や技術の習得を行い、資質の向上を図ります。また、質の高い市民サービスを提供するため、職員研修を実施するなど人材育成に努めます。
- ◆職員一人ひとりが普段から市民目線に立った事務改善を意識し、時間外勤務の縮減など、より一層効果的・効率的な事務執行に努めます。

Ⅴ 広報・情報発信

◆ホームページの充実

わかりやすい表現、事業決定後の迅速な掲載を心がけるなど、社会教育部関係の事業を効果的にＰＲします。また、開催結果や参加者の感想などをタイムリーに伝え、ホームページの魅力アップを図ります。

◆効果的な事業ＰＲ

広報やホームページだけでなく、対象を意識した適切な媒体の活用や他の市主催事業など様々な場面を通じて、さらなる事業宣伝活動を行います。また、マスコミへの情報提供を積極的に行い、「教育文化都市ひらかた」を広く発信していきます。

＜平成 27 年度＞

選挙管理委員会事務局の運営方針

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 選挙、国民審査及び国民投票の管理執行に関する
こと。
- (2) 選挙人名簿及び投票人名簿の調製に関すること。
- (3) 選挙の啓発に関すること。
- (4) 裁判員候補者予定者の選定に関すること。
- (5) 検察審査員候補者予定者の選定に関すること。
- (6) 直接請求に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	8 名
再任用職員	1 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	- 名
合計	9 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

法令に基づいた「選挙事務の適正・円滑な執行管理」に努めるとともに、有権者が政治や選挙に関心を高める啓発等の取り組みを進めます。

また、地方選挙の執行に向けて万全な準備を進めるとともに、職員のスキルアップに努めます。

I 重点施策・事業

◆任期満了選挙の適正かつ円滑な管理執行

任期満了選挙について公正で、適正かつ効率的な選挙事務の管理執行に努めます。

- ・ 第 18 回統一地方選挙（大阪府議会議員選挙
平成 27 年 4 月 12 日執行及び枚方市議会議員
選挙平成 27 年 4 月 26 日執行）
- ・ 枚方市長選挙（平成 27 年 9 月 22 日任期満了）
- ・ 大阪知事選挙（平成 27 年 11 月 26 日任期満了）
- ・ 菅原、氷室財産区議会議員選挙（菅原、氷室
とも平成 28 年 1 月 27 日任期満了）

◆投票所の適正配置

有権者の増減に伴い、投票の利便性や事務執行の効率性を検討した上で、投票しやすい環境づくりを目指します。

◆選挙啓発事業の推進

有権者が政治や選挙への関心を高めるため、講座やセミナーの実施や、投票を呼びかける選挙時の啓発、若年層の投票率を向上させる取り組みとして、市内大学での啓発活動を明るい選挙推進協議会と共同して進めます。

また、将来の有権者である小・中学生を対象に、選挙に関するポスターコンクールを開催します。



＜平成 26 年 11 月に実施した
関西外国語大学キャンパスでの活動風景＞

Ⅱ 行政改革・業務改善

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
厳正・円滑な開票事務	平成 27 年度の地方選挙の執行にあたり、現状の問題点等を検討し、円滑な開票事務の執行につなげる。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆平成 27 年度の地方選挙等について事務の効率化を進め、経費削減を効果的に行うため、引き続き事務の見直しを進めます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆地方選挙の適正な管理執行を行うため、日頃から情報収集に努め、事務局内で選挙事務に関する知識・ノウハウの共有化を図ります。
- ◆公職選挙法の知識をより深めるために、府下各市の選挙管理委員会で組織する研究会に参加するとともに、職場での勉強会を開催し、平成 27 年度の選挙事務に対応できるよう、職員力の向上に努めます。

V 広報・情報発信

◆ホームページの充実

選挙に関する各種情報を有権者によりわかりやすく情報発信するとともに、投票・開票結果についても速やかな情報提供に努めます。また、ホームページのほか、ツイッターなどを活用し、きめ細やかな情報発信を行います。

＜平成 27 年度＞

監査委員事務局の運営方針

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求に基づく監査及びその他特別監査に關すること。
- (2) 例月現金出納検査に關すること。
- (3) 決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査に關すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	8 名
再任用職員	- 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	- 名
合計	8 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

本市がめざす「市民が誇れるまち」にふさわしい公正で効率的な事務執行が行われているかをチェックし、必要な改善を促す立場の行政委員会として、対象部署への各種監査、例月現金出納検査及び決算審査等について、平成 27 年度年間監査計画に基づき実施します。

監査日程については、市議会や本市の主要なスケジュールも考慮した設定に努めます。

I 重点施策・事業

◆定期監査〔地方自治法 199 条 4 項〕

年間監査計画に基づく定期監査として、平成 27 年度は 4 つの部、市立ひらかた病院及び教育機関について、財務に關する事務の執行状況等の監査を行います。事務局は書類の審査及び現地調査等を通じて、対象部署の事務の執行状況全般を監査委員の協議の場へ報告します。

監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘事項や意見要望事項等の監査結果の講評を経て市議会、市長等に提出、公表を行います。

◆随時監査（財政援助団体等監査、同監査に伴う所管部署に対する監査及び工事監査）

〔地方自治法 199 条 5 項・7 項〕

定期監査と同様に事務局による書類の審査及び現地調査を行います。工事監査については、技術士に調査業務を委託します。

◆例月現金出納検査

〔地方自治法 235 条の 2 1 項〕

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類審査を実施し、その結果を検査当日、監査委員に報告します。

◆決算審査及び財政健全化法に基づく審査

〔地方自治法 233 条 2 項〕

市長から提出された前年度の決算書等について、事務局として提出書類や数値の審査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。

監査委員は、関係部局への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。

◆住民監査請求監査〔地方自治法 242 条 1 項〕

住民監査請求が提出された場合は、事務局において形式的審査を行い、監査請求書を収受し、請求要件の調査を行った後、受理の可否について監査委員の協議に付します。

受理が決定された場合は、事前調査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。

監査委員は、陳述会等を経て、監査期間である 60 日以内に監査結果を作成の上、請求人に通知し、公表します。また、請求に理由があると認めるときは、市長等に勧告します。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
監査委員全員協議の効率化	監査委員協議用資料として事務局が作成する報告書については、平成 26 年度に作成方法を改善するとともに、監査委員ごとにファイル化することで、読みやすくするなどの工夫を行った。 今後は、監査委員に対する事務局の説明手順を統一化するなどにより、監査委員の理解を促進し、全員協議の一層の効率化を図る。

Ⅲ 予算編成・執行

◆平成 27 年度についても、事務局運営における効率的な予算執行に努めます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

◆事務局協議の実施

対象部署の書類の審査及び現地調査等を通じて得た情報について、職員間における課題の理解や認識の共有化を行い、運営方針に基づく組織目標の実現に向けて、適切な進行管理に努めます。

◆研修の充実

全ての部署を監査する立場であることから、職場研修、派遣研修等を通じて、監査技術や手法だけでなく、市政全般に関する知識や理解力を高め、事務局職員としての分析及び説明能力の向上を図ります。

◆効率的な事務局運営

班体制での業務運営と OJT を通じて異動者の早期の習熟と育成を行い、事務局全体の効率的な事務執行並びに時間外勤務の縮減に努めます。

V 広報・情報発信

◆ホームページの充実等

監査結果を公表後速やかに公式ウェブサイトである「枚方市ホームページ」に掲載するなど、説明責任の充実を図ります。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じ、監査結果等をわかりやすく伝えていきます。

＜平成 27 年度＞

農業委員会事務局の運営方針

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 農業委員活動に関すること。
- (2) 農業委員会の会議に関すること。
- (3) 農地銀行に関すること。
- (4) 農地基本台帳の整備に関すること。
- (5) 農業者年金に関すること。
- (6) 農地法に基づく農地の取得・転用等の事務処理に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	7 名
再任用職員	- 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	- 名
合計	7 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

農業委員会は、26 名の農業委員により構成された行政委員会で、農地の権利移動についての許可をはじめ農地法等の法令に基づく業務や、農地の確保・有効利用と担い手の確保・育成を中心に、地域農業の振興を図っていく業務を行っています。

農業者の代表として優良農地の確保に努め、地域農業の課題解決や活性化に率先して取り組むことなどを基本方針としており、農業委員会事務局は、それらの業務が円滑に行えるよう努めるとともに、国による農業委員会の再編の動向を注視しながら、一層の事務の改善、効率化を図ります。

I 重点施策・事業

◆農地台帳の公表

平成 27 年 4 月 1 日より、農地の効率的な利用の促進を図るため、改正農地法に基づき農業委員会事務局窓口において、農地台帳の公表を行います。公表は、請求に基づき農地の地目、面積、所有者の氏名など定められた項目を閲覧してもらうことにより行います。

あわせてインターネットでも農地台帳の公表を行います。

◆農地適正管理システムの向上

法令業務や農地の適正利用の指導等の効率化を図るため、国が開発する地図システムとのリンクを検討します。

また、平成 26 年度に行った市内在住の農業者への調査と同様に、平成 27 年度は、市外在住の農地所有者に農地情報の調査を行い、農地台帳管理システム（農家、地番、面積等の農地情報のデータベース）の精度の向上を図ります。

◆農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

農地の遊休化を防ぎ適正利用を図るため、農地銀行（農地の貸借等を進める組織）による農地貸借希望台帳の登載件数を増やし、農地の貸し借りを希望する方々に閲覧していただくことで、双方の結び付けにつなげます。

また、都市農業ひらかた道場の研修修了生等の新規就農者においての利用権設定については、市と連携して取り決めを行い、就農に必要な農地確保に向けた取り組みを推進します。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
効率化を図るシステム作り	農家、地番、面積等の農地情報を管理する農地台帳管理システムと、国が開発する地図システムとのリンクを検討することにより、農地の適正な現況把握や各種調査のための地図作成に係る事務作業の効率化を図る。
窓口での相談体制の整備	窓口へ来局される相談者の相談体制を整え、相談の適正化やサービスの向上を図る。
事務処理のチェック体制の強化	現地調査の事務処理手続きに関する手順を作成し、チェック体制の強化を図る。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆農地台帳管理システムの精度向上に向けて行う市外在住の農地所有者に対する農地情報等の調査において、国の補助制度の活用を図ります。
- ◆農業委員とともに農業者年金の加入推進活動を行い、新規加入者を増やすことにより、手数料等の交付金の増収を図ります。
- ◆事務経費や農業委員研修会の再点検を行い、消耗品や旅費等の縮減に努めます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆事務局内において運営方針に基づく組織目標の共有化を行うとともに、目標達成を確実にするため、各業務の取り組みに係る進捗管理の徹底を行います。
- ◆朝礼時にスケジュール等の確認を行い、情報の共有化を図ることにより、組織力の向上を図ります。
- ◆各種研修会や府下等の業務担当者会議に積極的に出席するとともに、北河内地区の各農業委員会事務局との連携などを通じて、法令事務等にかかるスキルアップに努め、職員力の向上を図ります。

V 広報・情報発信

- ◆ホームページの充実
平成27年4月1日より運用されるホームページ上での農地台帳公表システムを本市ホームページから閲覧できるようにします。
また、農業委員会での手続き等が、より分かりやすくなるよう、ホームページの改善に努めます。
- ◆市内農業者向け情報誌の発行
定期的に発行している「枚方市農委だより」について、農家に必要な情報を適時提供できるように内容等の充実を図り、農業委員会活動がより身近に感じていただけるよう努めます。

＜平成 27 年度＞

市議会事務局の運営方針

■基本情報■

＜担当事務＞

- (1) 本会議等の運営に関すること。
- (2) 議長・副議長の秘書に関すること。
- (3) 政務活動費の交付に関すること。
- (4) 本会議等の記録作成に関すること。
- (5) 枚方市議会報の発行に関すること。
- (6) 議員の調査・研修に関すること。
- (7) 議会の政策法務に関すること。

＜部の職員数＞H27 年 4 月 1 日現在

正職員	19 名
再任用職員	- 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	- 名
合計	19 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

市議会事務局は、枚方市議会において、地方自治法及び条例に基づき設置されている組織で、市議会議長のもとで市議会の運営に関する諸事務を所管しています。



市議会議場（市役所本館 4F）

平成 27 年度は、市議会議員の改選期に当たり、4 月実施の選挙から議員定数が 2 人削減された 32 人となります。また、5 月からは通年議会が導入されるなど、新たな運営体制のもとで、「信頼される議会」の実現に向け、大きな転換期を迎えることになります。

市議会事務局では、こうした状況に適正に対応するとともに、引き続き公正・円滑・活発な議会運営が行われるよう、外部研修や OJT を活用し、積極的に機能強化を図ります。

また、各常任委員会が年度単位で行う所管事務調査が定着していることから、こうした活動のサポートを的確に行っていきます。

I 重点施策・事業

◆市議会事務局の機能強化

二元代表制の一翼を担う議会がその役割を十分に果たせるよう、市議会事務局における調査機能や政策法務機能の強化に努めます。

また、改選後の平成 27 年度においては、初当選の議員も含めた運営となる常任委員会の所管事務調査等が円滑に進められるよう、事務局としてサポートに努めます。

◆通年議会の実施

平成 27 年 5 月から通年議会が導入されます。これにより、会期に制限されず、必要に応じて議会が主体的・機動的に本会議を開き、活動できるようになります。導入後は、円滑な会議運営に努めるとともに、さらに充実した運営体制構築のため、課題の検証を行います。

◆会議録検索システムの運用

新たに導入した会議録検索システムの運用に伴い、従来掲載していた本会議や予算・決算特別委員会の会議録だけでなく、平成 26 年 4 月以降に開催された常任委員会や議会運営委員会等の会議録についても適宜掲載を行うなど、掲載情報の充実を図ります。

◆傍聴に関する取り組み

市役所本館 1 階の市民室前待合ロビーに設置された市政情報モニター（写真）やホームページ等を活用し、引き続き、本会議等の傍聴を積極的に呼びかけます。

また、平成 27 年 2 月に作成した傍聴者対応マニュアルを活用し、本会議等で傍聴者に異常（体調不良等）があった場合でも適切に対応できるよう努めます。



市政情報モニター（市役所本館 1F）

◆災害時における支援活動体制の強化

平成 26 年度に実施した市議会災害対策連絡会議の設置訓練における課題を踏まえて作成した「災害伝言ダイヤル操作ガイド」を活用した訓練を実施します。

また、平成 27 年 5 月より通年議会が導入されるため、災害発生時にも迅速かつ円滑に「緊急議会」が開催・運営できるよう、こうした場合に提出が想定される議案等について、平時から調査研究に努めます。

さらに、災害時における現地調査・視察等の議会活動に必要な防災服を、全議員に配付します。

◆災害発生時における新たな通信手段の検討

上記「災害伝言ダイヤル」に加え、さらに災害発生時の通信手段を確保するため、新たなシステムの導入を検討します。

◆他の市議会との広域的な連携

他の市議会との広域的なネットワークを本市議会の運営に十分活用できるよう、全国・中核市・近畿・大阪府・河北の各市議会議長会など

の各種団体が実施する事業への積極的な参加を促すとともに、他市事例や国の動きなどの情報把握に努めます。

また、平成 27 年 7 月に開催される河北市議会議長会の実施担当市であることから、開催準備や当日の運営などを行います。

◆議会関係の設備の充実

円滑な会議運営と活発な議員活動をサポートするため、議会関係の設備の適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じて設備の修繕または更新を図ります。

◆新任期の円滑な運営

平成 27 年 4 月の市議会議員の改選後の議会運営を円滑に進められるよう、速やかに全議員を対象とした議員総会及び初当選の議員を対象とした説明会を開催します。

なお、初当選の議員に対しては、市政に対する知見を深めるための研修会を別日程で実施します。

また、改選後に必要となる各種データ、システムの更新に努めるとともに、改選に合わせて作成する「枚方市議会例規解説集（八訂版）」を全議員に配付します。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<改革・改善サイクルに係る対応>

テーマ	取り組み内容・目標
議員調査・研修事務	議会図書室に配架する資料等の充実を図る。

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
議会図書室の運営の効率化	これまで議会図書室へ配架していた図書の追録の一部について、データ配信サービスを利用することにより廃止し、事務経費の削減を図る。

超過勤務の縮減 およびワークライフ バランスの推進	事務の繁忙期に限らず、事務局一元化のメリットを活かした事務応援体制の充実・強化により、超過勤務の縮減とワークライフバランスの推進を図る。
業務改善の取り組みの推進	業務改善制度を活用し、各グループごとに改善点の抽出と対策の検討を行うことで、より効率的な業務執行につなげるとともに、職員一人ひとりの改善意識の向上を図る。
運営方針の共有化	「市議会事務局の運営方針」を事務局職員が常に意識して職務に当たれるよう、事務局内での掲示や概要版の配付などにより、事務局職員への周知徹底及び局内共有化を図る。

Ⅲ 予算編成・執行

◆議会費の予算編成は、各派代表者会議で協議するものとし、編成時に必要な資料の作成や質問に対する説明など、事務局として適正な準備を行います。

Ⅳ 組織運営・人材育成

◆研修等を活用した組織力の向上

議会・議員の活動を適正かつ迅速にサポートできるよう、次のことに取り組み、個々の職員の知識・能力向上と事務局全体の機能強化を図ります。

- ・ 庁内外で開催される研修への積極的な参加を促します。
- ・ 計画的に OJT を進めます。
- ・ 朝礼時間を活用して、全職員が講師を務める研修を実施します。

◆柔軟かつ効率的な事務執行体制

事務局一局体制への移行後3カ年で明らかになった事務執行体制の課題を踏まえ、さらなる事務分担の見直しや事務局内の応援体制など、柔軟かつ効率的な組織運営を図ります。

V 広報・情報発信

◆「枚方市議会報」等の発行

議会報編集委員会の決定内容に沿って、本会議の内容などをまとめた「枚方市議会報」(写真)を年6回発行し、全戸配布しています(ホームページにも掲載)。

また、文字を読むことが困難な視覚障害者や高齢者のために、「点字議会報」や「声の議会報」を発行しています(声の議会報はホームページにも掲載)。

今後も、編集に当たっては、季節を感じる写真や歴史コラムを掲載するなど、読みやすく親しまれる紙面となるよう、工夫に努めます。



枚方市議会報

◆市議会ホームページ等を活用した議会情報の発信

傍聴に来られない市民にも本会議の様子がわかるよう、ユーチューブを活用して一般質問や代表質問の録画映像を配信するとともに、本会議の日程や審議結果等については新着情報を随時更新するなど、リアルタイムな情報発信に努めます。

◆議会経費の透明性の向上

議会交際費の支出状況や政務活動費の収支概要に加え、政務活動費に係る議員単位の収支報告書を新たに市議会ホームページへ掲載することなどにより、さらなる議会経費の透明性の向上を図ります。